

証券コード 6472
平成29年6月1日

株 主 各 位

大阪市西区京町堀1丁目3番17号

NTN株式会社

取締役社長 大久保 博司

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（37頁から38頁）を必ずご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区京町堀1丁目3番17号 当社本社内
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

なお、その他本総会の招集にあたっての事項は、後記の「議決権行使等についてのご案内」（37頁）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要方針の一つと考えております。配当につきましては、将来の成長のために必要な研究開発や設備投資等の資金を確保し、中長期的な視点から安定的に継続しつつ、経営成績に応じて実施することを基本方針といたします。具体的にはキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、連結配当性向を重視し決定することにしております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき5円（すでにお支払いしている中間配当金とあわせて年10円）とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円

総額 2,658,215,665円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役14名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名					
1	おお く ぼ 大久保	ひろ 博	し 司	再任		
2	いの 井	うえ 上	ひろ 博	のり 徳	再任	
3	てら 寺	さか 阪	よし 至	のり 徳	再任	
4	おお 大	はし 橋	けい 啓	じ 二	再任	
5	みや 宮	ざわ 澤	ひで 秀	あき 彰	再任	
6	ご 後	とう 藤	いつ 逸	じ 司	再任	
7	なか 仲	の 野	ひろ 浩	し 史	再任	
8	つじ 辻		ひで 秀	ふみ 文	再任	
9	うめ 梅	もと 本	たけ 武	ひこ 彦	再任	
10	しら 白	とり 鳥	とし 俊	のり 則	再任	
11	かわ 川	しま 島	かず 一	き 貴	再任	
12	う 鵜	かい 飼	えい 英	いち 一	新任	
13	わ 和	だ 田	あきら 彰	再任		社外
14	つ 津	だ 田	のぼる 登	再任		社外

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	 おお く ぼ ひ ろ し 大久保 博 司 (昭和28年5月14日生) 再任	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社財務部副部長 平成21年8月 NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H. 取締役 平成22年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社財務経理部・予算部担当 平成23年4月 当社経理部・法務部・内部監査・考査部 担当 平成24年4月 当社法務部・公正取引推進室・内部監 査・考査部担当 平成24年6月 当社取締役 平成24年10月 当社財務本部長 当社C S R部・法務部・公正取引推進 室・内部監査・考査部担当 平成25年6月 当社常務取締役 当社管理部門管掌 平成26年4月 当社取締役副社長 当社経営戦略本部・管理部門管掌 平成26年6月 当社取締役社長 (現任)	61,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、財務部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績をもとに、グローバルに事業を展開する当社の経営に関する十分な知見を有しており、平成26年6月から当社代表取締役社長を務めております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定を統率し、中期経営計画「NTN100」の達成及び持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	 いの う え ひ ろ の り 井 上 博 徳 (昭和26年 7 月 29 日生) 再任	昭和51年 4 月 当社入社 平成17年10月 当社もの造り本部副本部長 平成20年 1 月 当社岡山製作所長 平成21年 4 月 当社執行役員 平成21年11月 当社桑名製作所長 平成22年 2 月 当社産業機械事業本部副本部長 (兼) 桑名製作所長 平成22年 6 月 当社取締役 平成23年 6 月 当社生産・調達・原価・物流部門担当 平成24年 4 月 当社研究・技術・品質管理・環境管理・ 生産・調達・原価・物流部門管掌 平成24年 6 月 当社常務取締役 当社生産・調達・原価・物流部門管掌 平成25年 6 月 当社生産・調達・物流・原価部門管掌 平成26年 6 月 当社専務取締役 平成26年10月 当社生産・人事・総務・グローバル人材 育成部門管掌 平成27年 4 月 当社人事・生産部門担当 平成27年 6 月 当社取締役副社長 (現任) 当社人事部門担当 当社生産部門管掌 平成27年10月 当社人事部門担当 当社調達・物流・生産部門管掌 平成28年 4 月 当社自然エネルギー商品事業部担当 (現任) 当社人事部門管掌 (現任)	52,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、生産部門、人事部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有し、平成27年 6 月から当社代表取締役副社長を務めております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	 てら さか よし のり 寺 阪 至 徳 (昭和34年 8 月30日生) 再任	昭和58年 4 月 当社入社 平成20年 8 月 当社自動車商品本部等速ジョイント技術部長 平成23年 4 月 当社自動車事業本部等速ジョイント技術部長（兼）コーナーモジュール技術部長 平成24年 4 月 当社執行役員 当社自動車事業本部副本部長 平成25年 6 月 当社取締役 平成26年 4 月 当社常務取締役（現任） 当社自動車事業本部本部長 当社E Vモジュール事業本部担当 平成26年 6 月 当社自動車事業本部本部長 当社E Vモジュール事業本部管掌 平成26年10月 当社自動車事業本部本部長 当社アセアン・大洋州地区・インド・西アジア地区担当 平成27年 4 月 当社E Vモジュール事業本部管掌 当社研究・技術・品質管理部門・複合材料商品事業部・アセアン・大洋州地区・インド・西アジア地区・米州地区担当 平成27年 6 月 当社研究・技術部門・米州地区・複合材料商品事業部担当 当社品質管理部門管掌 平成28年 4 月 当社研究・技術部門・米州地区担当（現任） 当社品質管理部管掌 平成29年 4 月 当社品質保証本部管掌（現任） (重要な兼職の状況) NTN USA CORP. 取締役会長	33,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、研究・術部門、自動車市場向け事業部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	 おお はし けい じ 大 橋 啓 二 (昭和31年10月14日生) 再任	昭和54年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 当社桑名製作所管理部長 平成18年 4 月 当社磐田製作所管理部長 平成19年 4 月 当社磐田製作所副所長（兼）管理部長 平成20年 1 月 当社総務部長 平成22年 4 月 当社執行役員 平成22年 8 月 当社人事部長 当社総務部担当 平成23年 4 月 当社人事・総務部長 平成24年 4 月 当社人事・総務部担当 平成24年 6 月 当社取締役 平成26年 4 月 当社人事・総務部・グローバル人材育成部担当 平成26年 6 月 当社常務取締役（現任） 当社管理部門管掌 平成26年10月 当社管理・調達・物流・原価部門管掌 平成27年 4 月 当社財務本部長（現任） 当社総務・環境部門担当 当社C S R（社会的責任）推進本部管掌（現任） 平成28年 4 月 当社総務・環境管理部担当（現任）	63,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、財務部門、総務部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	 みや ざわ ひで あき 宮 澤 秀 彰 (昭和35年10月18日生) 再任	昭和58年4月 当社入社 平成19年10月 当社自動車商品本部副本部長 (兼) 自動車企画部長 平成21年10月 当社中国地区副総支配人 平成25年10月 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 事業企画部長 平成26年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 当社自動車事業本部副本部長 当社米州地区担当 平成26年10月 当社自動車事業本部副本部長 当社米州地区・欧州・アフリカ州地区担当 平成27年4月 当社自動車事業本部本部長 (現任) 当社E Vモジュール事業本部・欧州・ア フリカ州地区担当 平成27年6月 当社常務取締役 (現任) 当社欧州・アフリカ州地区担当 当社E Vモジュール事業本部管掌 平成28年4月 当社欧州・アフリカ州地区・電動モジュ ール商品事業部担当 (現任) 当社E Vモジュール事業部管掌 (現任)	35,200株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、自動車市場向け事業部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に 基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の 意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお 願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	 ご と う い つ じ 後 藤 逸 司 (昭和34年 6 月24日生) 再任	昭和57年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社財務部長 平成19年 4 月 当社桑名製作所管理部長 平成21年 1 月 当社中国地区副総支配人 恩梯恩（中国）投資有限公司管理部長 平成24年 4 月 当社執行役員 当社経営管理部・経理部担当 平成24年 6 月 当社自動車事業本部副本部長 当社経営管理部・経理部担当 平成24年10月 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 財務本部副本部長 (兼) 関係会社管理部長 平成25年 6 月 当社取締役 当社財務本部長 当社 C S R 部・法務部・公正取引推進 室・内部監査・考査部担当 平成26年 4 月 当社財務本部長 当社 C S R 部・法務部・公正取引推進 部・内部監査・考査部担当 平成26年 6 月 当社財務本部長 当社内部監査・考査部担当 平成26年10月 当社財務本部長 当社調達・物流・原価部門・中国地区担当 平成27年 4 月 当社調達・物流・原価部門・中国地区担当 平成28年 4 月 当社人事部門・原価企画部・中国地区 担当（現任） 平成28年 6 月 当社常務取締役（現任）	50,000株
【取締役候補者とした理由等】 上記に記載のとおり、原価部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役ににおける経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	 なか の ひろ し 仲 野 浩 史 (昭和37年10月2日生) 再任	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 当社法務部長 平成24年4月 当社法務部長（兼）公正取引推進室長 平成25年10月 当社執行役員 平成25年12月 当社C S R部長（兼）法務部長 （兼）公正取引推進室長 平成26年4月 当社C S R（社会的責任）推進本部長 （兼）C S R部長（兼）法務部長 平成26年6月 当社取締役（現任） 当社C S R（社会的責任）推進本部長 （現任） 平成26年10月 当社内部監査・考査部担当（現任）	14,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、法務部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
8	 つじ ひで ふみ 辻 秀 文 (昭和33年5月24日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成16年10月 当社もの造り本部生産技術企画部長 平成21年4月 上海恩梯恩精密機電有限公司董事長 (兼) 総経理 平成23年4月 当社執行役員 当社中国地区副総支配人 平成24年4月 当社中国事業本部副本部長 (兼) 中国地区副総支配人 平成25年4月 当社常務執行役員 当社中国事業本部本部長 (兼) 中国地区総支配人 平成25年10月 当社中国地区総支配人 平成27年6月 当社取締役(現任) 当社生産部門・アセアン・大洋州地区・ インド・西アジア地区担当 平成28年4月 当社生産部門・調達・物流部・アセアン ・大洋州地区・インド・西アジア地区担 当(現任)	33,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、生産部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
9	 うめ もと たけ ひこ 梅 本 武 彦 (昭和32年3月7日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 当社産機商品本部製品設計部長 平成21年8月 当社産機商品本部応用設計部長 平成22年4月 当社産業機械事業本部産業機械技術部長 平成23年4月 当社執行役員 当社産業機械事業本部副本部長 (兼) 産業機械技術部長 平成24年4月 当社中国事業本部副本部長 (兼) 中国地区副総支配人 平成25年4月 当社自動車事業本部副本部長 (現任) 当社精機商品事業部担当 平成25年8月 当社E Vモジュール事業本部本部長 平成26年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 当社E Vモジュール事業本部本部長 当社品質管理部門担当 平成27年6月 当社取締役 (現任) 平成28年4月 当社E Vモジュール事業部長 (現任) 当社品質管理部担当 平成29年4月 当社品質保証本部担当 (現任)	29,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、産業機械市場向け事業部門、技術部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
10	 しら とり とし のり 白 鳥 俊 則 (昭和33年 7 月13日生) 再任	昭和57年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社生産本部生産企画部長 平成19年11月 当社人事部人事部長 平成22年 8 月 当社経営戦略本部副本部長 平成22年12月 当社経営戦略本部副本部長 (兼) 情報企画部長 平成23年 4 月 当社執行役員 当社経営戦略本部副本部長 (兼) 経営企画部長 (兼) 情報企画部長 平成24年 4 月 当社経営戦略本部長 (兼) 経営企画部長 (兼) 情報企画部長 平成25年 6 月 当社経営戦略本部長 (兼) 情報企画部長 平成27年 4 月 当社経営戦略本部長 (現任) 平成27年 6 月 当社取締役 (現任)	20,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、人事部門、経営企画部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
11	 かわ し ま かず き 川 島 一 貴 (昭和31年11月5日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成17年7月 当社自動車商品本部自動車技術部長 平成23年10月 当社産業機械事業本部副本部長 (兼) 長野製作所長 平成26年1月 当社産業機械事業本部副本部長 平成26年4月 当社執行役員 当社産業機械事業本部副本部長 (兼) 原価企画部長 平成26年10月 当社産業機械事業本部本部長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任) 平成28年4月 当社複合材料商品事業部担当 (現任)	23,000株
【取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、自動車市場向け事業部門、産業機械市場向け事業部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
12	 う か い え い い ち 鵜 飼 英 一 (昭和32年2月1日生) 新任	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社岡山製作所品質保証部長 平成15年2月 当社磐田製作所品質保証部長 平成17年1月 当社品質管理部長 平成18年2月 当社宝塚製作所品質保証部長 平成19年1月 当社宝塚製作所副所長 (兼) 品質保証部長 平成21年2月 当社品質管理部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 岡山製作所長 平成25年6月 当社アセアン・大洋州・インド・西アジア事業本部副本部長 (兼) 事業企画部長 (兼) アセアン・大洋州地区総支配人 平成25年10月 当社アセアン・大洋州地区総支配人 (兼) インド・西アジア地区総支配人 (現任) 平成26年4月 当社常務執行役員 (現任)	38,000株
【取締役候補者とした理由等】 上記に記載のとおり、品質部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見を有しております。今回、その経験や知見等を活かして取締役会における経営の意思決定機能を強化し、持続的な企業価値の向上を図るべく、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
13	 わ だ あきら 和 田 彰 (昭和20年1月17日生) 再任 社外	昭和42年4月 日立造船株式会社 入社 平成13年6月 同社執行役員 平成15年6月 同社常務執行役員 平成17年6月 同社常務取締役 同社環境事業本部長 平成17年12月 同社事業・製品開発センター、品質保証部、環境・安全部担当 平成18年4月 同社顧問（平成18年6月退任） 平成18年6月 株式会社ニチゾウテック常勤監査役（平成22年6月退任） 平成23年6月 当社取締役（現任）	34,000株
【社外取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして、独立した立場から当社の経営を監督し、適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、取締役会における経営の意思決定機能の強化を図るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
14	 つ だ のぼる 津 田 登 (昭和24年11月25日生) 再任 社外	昭和48年4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社 平成17年6月 同社執行役員 (平成21年4月退任) 平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス執行役員 平成21年4月 同社常務執行役員 平成25年4月 同社専務執行役員 三菱レイヨン株式会社取締役 (平成27年4月退任) 平成25年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役専務執行役員 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年6月 同社顧問 (平成28年6月退任) 平成28年6月 当社取締役 (現任) 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役	5,000株
【社外取締役候補者とした理由等】			
上記に記載のとおり、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見を有しております。今後も、その経験や知見等を活かして、独立した立場から当社の経営を監督し、適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、取締役会における経営の意思決定機能の強化を図るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田彰、津田登の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 和田彰、津田登の両氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、和田彰氏は6年、津田登氏は1年となります。
4. 当社は、和田彰、津田登の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 和田彰、津田登の両氏は、当社の定める「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」(18頁から19頁)を満たしております。
6. 当社は和田彰、津田登の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(ご参考)

独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外役員の資質および独立性について「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定めております。

その内容は次のとおりであります。

第1条（社外役員の要件）

当社の社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）の要件については、本基準により定める。

第2条（資質に関する要件）

社外役員は、グローバルに事業を展開する当社グループ（当社および当社の子会社をいう。以下同じ。）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルな事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者等としての実績があり、豊富な経験や専門的知見を有していなければならない。

第3条（独立性に関する要件）

1. 社外役員は、当社グループからの独立性を確保するため、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 当社グループの業務執行取締役（会社法2条15号（会社法が改正された場合は改正後の条数による同様の規定）の定義による。）、執行役、会計参与または使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。
 - (2) 就任時および就任の前3年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む。以下同じ。）または大株主である組織の業務執行取締役でない取締役及び業務執行取締役等
 - ② 当社グループが大株主である組織の業務執行取締役等
 - イ 当社グループの主要な借入先（直近の会計年度末日時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう。）または主要な借入先である組織の業務執行取締役等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の業務執行取締役等
 - エ ① 当社グループの主要な取引先（当社グループが物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて受け取った金額が当社グループの直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる取引先をいう。以下同じ。）または主要な取引先である組織の業務執行取締役等

- ② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループがその者に対して物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて支払った金額がその者の直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる者をいう。）またはその組織の業務執行取締役等

オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外役員としての報酬以外に、当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて1,000万円以上の金銭その他の財産を受け取った者または当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の金銭その他の財産（1,000万円以上または当該団体のその会計年度の売上高もしくは収入額の2%以上のいずれか高い方の額をいう。）を受け取った団体に所属する者

キ 当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の寄付金（1会計年度あたり1,000万円以上をいう。）を受け取った者または多額の寄付金を受け取った団体に所属する者

ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者（当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう。）

(3) 以下の者の近親者（配偶者および2親等以内の親族をいう。）でないこと。

ア 就任時に当社グループの業務執行取締役等であり、または、就任の前10年間に当社グループの業務執行取締役等であった者

イ 第(2)号のいずれかに該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）

2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外役員としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外役員全員の同意がある場合には、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外役員とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記する。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
当社は、平成20年2月5日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第109期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において、これを継続することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、この継続後の対応方針を「現対応方針」といいます。）。

現対応方針は、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化及び買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様への十分な情報提供及び交渉時間の確保、当社株式に対する濫用的な大規模買付行為の抑止効果等の観点から、現対応方針はなお有用であると判断し、本年4月28日開催の当社取締役会において、現対応方針を一部変更の上、本総会における株主の皆様のご承認を条件として継続することを決議しました。

なお、主な変更点は次のとおりです（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

- ① 当社の中期経営計画「NTN100」の策定に伴い、所要の変更を行いました。
- ② 対抗措置を発動する場合、大規模買付者が保有する新株予約権について、当社が金銭等の経済的対価を交付して取得することはない旨明記しました。
- ③ その他語句の修正等を行いました。

つきましては、当社定款第15条第1項に基づき、本対応方針について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の内容は以下のとおりであります。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社グループは「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する（For New Technology Network：新しい技術で世界を結ぶ）」を企業理念とし、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、独創的技術の創造、顧客満足度の向上、グローバル化の推進を通じて、国際企業にふさわしい企業活動を行うとともに、環境への負荷低減及び資源循環型社会の構築を目指しております。この理念のもとに企業活動を健全に継続し、株主の皆様を始め、お客様、従業員、地域社会の皆様等、あらゆるステークホルダーに対して企業価値を最大化することが企業としての使命であると考えております。

当社は平成30年3月に創業100周年を迎えるにあたり、次の100年も成長するため、会社の進むべき方向として、以下の「あるべき姿」を定めました。

- (1) 世界中の従業員に企業理念が浸透し、自ら考え、自ら行動する企業
- (2) 独自の商品とサービスを有し、品質、機能で高く評価され、世界中で存在感のある企業
- (3) NTNに関わる全ての人が「NTN」ブランドに誇りを持てる企業

平成27年4月からスタートした中期経営計画「NTN100」（平成27年4月～平成30年3月）では、「あるべき姿」の実現に向けた変革及び礎づくりの3年間と位置づけ、経営資

源(ひと・もの・かね)を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、以下の施策を重点的に実施しております。

＜攻める経営＞

- (1) 新たな領域での事業展開
「NTNの技術やノウハウを融合した新たな領域での事業展開」
- (2) アフターマーケット事業の拡大
「品揃えとエンジニアリング・サービスで顧客満足度世界No. 1へ」

＜稼ぐ経営＞

- (3) ドライブシャフト事業の構造改革
「顧客満足度世界No. 1の『NTNのドライブシャフト』へ」
- (4) 次世代技術による「もの造り」
「次の100年に向けた『もの造り』方式の革新」

＜築く経営＞

- (5) 経営基盤の強化
「真のグローバル企業としての経営基盤の確立」
- (6) 財務基盤の強化
「収益管理の強化と資産効率の向上」

当社グループは、今後とも中長期的な視点に立ちながら、品質第一を基本としてグローバルに経営資源を戦略商品群に投入し、商品力・サービス力・提案力を高め、継続的な成長を図り、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

2. 大規模買付ルールの目的及び概要

(1) 大規模買付ルールの目的

当社グループにおきましては、上記の企業理念や中期経営計画「NTN100」のもと、当社グループの継続的な成長を図り、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や同意等のプロセスを経ることなく、突如として一方的な株式の大規模買付を強行するといった動きも散見されます。

当社取締役会は、当社株式に対するあらゆる大規模な買付行為を一概に否定するものではありません。当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。もっとも、株主の皆様に適切な判断をしていただくためには、特に当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、あらゆるステークホルダーに対して企業価値を最大化する経営を行っている当社グループの取組みに対する理解なくしては困難であり、株主の皆様が大規模買付者（本対応方針における「大規模買付者」の定義につきましては後記(2)①をご参照ください。）による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることと株主の皆様が検討を行うに相当な期間が設けられることが必要不可欠であると考えております。

また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりましても、大規模買付者が指向する、あらゆるステークホルダーとの関係についての方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であると考えております。

当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、上記1.で述べた取組みの遂行に大きな影響を与えかねませんので、当社取締役会にかかる大規模買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、また大規模買付者の意図する買収後の当社の経営方針や事業計画等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものか否かを評価・検討する責務を負うと考えております。また、かかる評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものであると判断した場合には、買収提案の内容を改善すべく大規模買付者と交渉するとともに、必要な場合は対抗措置を講ずる必要があると考えます。当社取締役会の提案する大規模買付ルールは、当社に対する買収行為の一切を排除しようとするものではなく、買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様を提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ることを目的とするものです。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり大規模買付ルールを設定しており、大規模買付者に対してその遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき対抗措置を取ることができるものとします。これは、大規模買付者に対してその情報提供に関する合理的なルールを予め設定し、大規模買付者にそのルールの遵守を求めることが、株主の皆様にとって必要な情報の確保のために必要であると考えられるからです。また、かかるルールを予め設定し透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社及び株主の皆様利益となるような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、それに基づき当社取締役会が一定期間、評価・検討を行い、それらを踏まえて株主の皆様が適切な判断をなし得る状態となった後、初めて大規模買付行為を開始することが認められる、というものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりであり、大規模買付ルールに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは【ご参考1】のとおりです。

① 大規模買付ルールの対象

本対応方針においては、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大規模買付者」として、大規模買付ルールの遵守を求めます（ただし、買付行為の前に当該買付につき当社取締役会の承認がある場合を除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。）。

② 大規模買付ルール遵守誓約書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約書（以下「大規模買付ルール遵守誓約書」といいます。）を提出していただきます。なお、大規模買付ルール遵守誓約書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社はこの大規模買付ルール遵守誓約書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様及び当社取締役会が当該大規模買付行為を評価・検討するために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、かかるリストに記載の情報を提供していただくこととします。なお、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- ・大規模買付者及びそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的及び内容
- ・大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ・買付対価の算定根拠
- ・買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）
- ・大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ・大規模買付行為完了後における当社及び当社グループのお客様、従業員、地域社会の皆様等のステークホルダーの処遇方針等

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主及び投資家の皆様に開示します。

④ 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールへの遵守の有無にかかわらず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するために必要であると判断される場合には後記5. 記載の対抗措置を取ることがありますが、その場合の当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として、社外取締役及び社外監査役3名で構成される特別委員会を設置しております（特別委員会規則の概要は【ご参考2】のとおりです。また、特別委員会の委員は【ご参考3】のとおりです。）。

当社取締役会が対抗措置を取る場合は、当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づき当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、特別委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の判断に原則として従います。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。また、特別委員会は、大規模買付者から提供される情報が大規模買付情報として十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に勧告を行うとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるとの勧告を行ったときは、当社取締役会は大規模買付者に対してそれ以上の追加情報を求めないものとします。

⑤ 取締役会評価・交渉期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した時点で、その旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付情報の提供が完了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した日の翌日から起算して、最大60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は最大90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取

締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます(ただし、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとしませんが、これらの場合、株主及び投資家の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。なお、特別委員会は取締役会評価期間の最終日の遅くとも10日前までに、当社取締役会に対して勧告を行うこととします。)。大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を行うことができますが、他方で、大規模買付行為が、取締役会評価期間の経過前に行われた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得た上で、対抗措置を取ることができるものとし(なお、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為が行われた場合の当社取締役会の対応方針等につきましては後記3.をご参照ください。)。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、大規模買付者による買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断していただくためです。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下の(1)から(6)のいずれかに該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります(新株予約権の無償割当ての概要につきましては後記5.をご参照ください。)。他方で、当該大規模買付行為が以下の(1)から(6)のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。

なお、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとし(ます)。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新

株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われる等、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、原則として特別委員会の勧告に従います（特別委員会は、当該大規模買付行為が以下の(1)から(6)のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告します。）。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告の概要及びその判断の理由等について適時に株主及び投資家の皆様に開示を行います。

- (1) 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で株式を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で行われる買付
- (2) 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的で行われる買付
- (3) 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付
- (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産を含みます。）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的で行われる買付
- (5) 上記(1)から(4)に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- (6) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収（ただし、部分的公開買付であることをもって当然に本号に該当するものではありません。）

4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、特

別委員会の勧告を得た上で、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。よって、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

なお、大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合でも、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行う場合があります。そして、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われる等、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

5. 具体的対抗措置としての新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 割当対象株主及び当該株主に対する割当数

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じ。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てます。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定めるものとします。

(4) 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数を上限として当社取締役会が別途定める数とします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個につき払込みをなすべき額は、1円とします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(6) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(8) 新株予約権の行使条件

(ア) 大規模買付者、(イ) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含みます。）、(ウ) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含みます。）、若しくは(エ)(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者から、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は(オ)(ア)から(エ)のいずれかに該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。）は、原則として、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができないものとします。

(9) その他

当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。その場合には、大規模買付者その他の株主とで取得対価等について異なる取扱いをすること、又は、大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないこともあります。新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。なお、大規模買付者が保有する新株予約権について、当社が金銭等の経済的対価を交付して取得することはありません。

6. 本対応方針の有効期間、失効及び変更

本総会において、本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本対応方針は効力を生じません。

本総会において本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただけた場合、本対応方針は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の継続に関する当社株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、特別委員会の承認を得た上、本対応方針の一部を見直し、又は変更する場合があります。

なお、当社取締役会は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に適時に開示いたします。

7. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本対応方針は、経済産業省が設置した企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、上記のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針につき株主の皆様の意思を反映させるため、本総会において、本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本対応方針は効力を生じません。

また、本対応方針の有効期間は平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社取締役会から独立した社外取締役及び社外監査役から構成されております（特別委員会の委員選任基準等については【ご参考2】をご参照ください。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主及び投資家の皆様に開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上記3. のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保されているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であるため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 本対応方針の株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 継続時の影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した者、上記3. (1) から (6) のいずれかに該当する大規模買付行為を行う大規模買付者や上記5. (8) (ア) から (オ) のいずれかに規定する者については、対抗措置が取られた場合には、結果的に、法的及び経済的側面において不利益が生ずる可能性があります。

なお、当社は、新株予約権の無償割当ての基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続

株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができると定めた場合には、当社が手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社の所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令、証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保

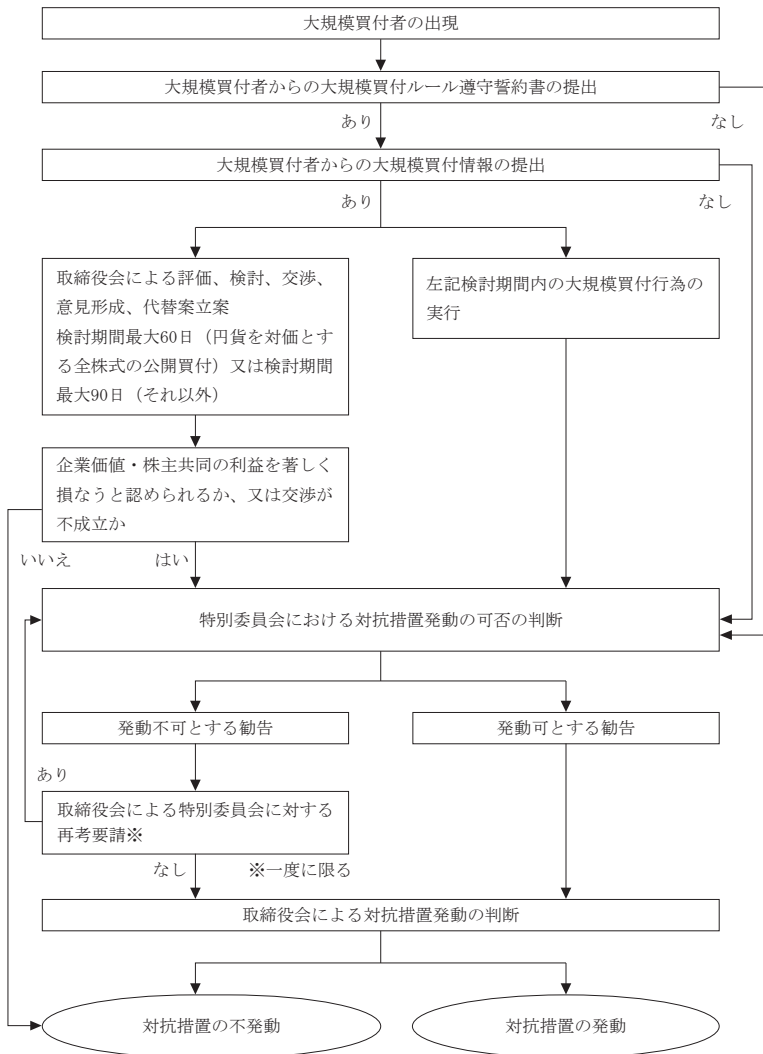
有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は②特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)である場合の大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。

【ご参考 1】

大規模買付ルールに関する手続の流れ（概要）



- (注1) 取締役会が適切であると判断した場合、対抗措置の発動等に関して、株主総会を開催して株主の皆様のご意思を確認する場合があります。
- (注2) 上記「大規模買付ルールに関する手続の流れ（概要）」は、大規模買付ルールのご理解の一助となるように作成した参考資料であり、詳細につきましては、本文をご覧ください。

【ご参考 2】

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、取締役会の決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名とする。
- ③ 特別委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者又は取締役、監査役若しくは執行役として経験のある社外者のうちから選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

3. 特別委員の選任基準

次に掲げる者は特別委員に選任されることができない。

- (1) 自らが過去に当社の業務執行取締役又は使用人であったか、又は2親等以内の親族（配偶者を含む。以下同じ）が過去に当社の業務執行取締役又は使用人であった場合
- (2) 自ら又は2親等以内の親族が過去3年間内のいずれかの1年間に当社から1,000万円超の報酬（取締役報酬、監査役報酬は除く）を受け取っている場合
- (3) ①自ら又は2親等以内の親族が、当社の会計監査又はコンサルティング業務を行っている監査法人の社員であるか、②自らがそのような監査法人の使用人であるか、③2親等以内の親族がそのような監査法人の使用人であり、その監査法人の監査業務、コンサルティング業務等に従事しているか、④自ら又は2親等以内の親族が過去3年以内にそのような監査法人の社員又は使用人であり、その間に当社の会計監査又はコンサルティング業務に従事したことがあるか、のいずれかの場合
- (4) 自ら又は2親等以内の親族が過去3年以内に他社の業務執行取締役であったことがあり、かつ、当社の現在の取締役が過去3年以内にその他社の社外取締役又は社外監査役であった場合
- (5) 自ら又は2親等以内の親族が他社の業務執行取締役又は使用人である場合において、過去3事業年度において当社がその他社に対して物品又は役務の対価として支払った金額、又は、その他社が当社に対して物品又は役務の対価として支払った金額が、1億円若しくはその他社の連結売上高の2パーセントのいずれか高い方の金額を超える場合

4. 決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告

特別委員会は、取締役会に対し、大規模買付者から提供される情報が大規模買付情報として十分であるか否か、また、その大規模買付行為に対して対抗措置を発動することが許容されるか否かについて勧告を行うとともに、取締役会が必要に応じて諮問する事項につき勧告を行う。特別委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができる。

【ご参考 3】

特別委員会委員の氏名及び略歴等

氏名 加護野 忠男
(昭和22年11月12日生)

略歴 昭和63年11月 神戸大学経営学部教授
平成10年4月 同大学経営学部長
平成11年4月 同大学経営大学院教授
平成15年6月 参天製薬株式会社社外監査役
平成16年6月 当社社外監査役（現任）
平成18年3月 住友ゴム工業株式会社社外監査役（現任）
平成23年4月 甲南大学特別客員教授（現任）
平成24年3月 株式会社ファミリア社外取締役（現任）
※ 加護野忠男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 津田 登
(昭和24年11月25日生)

略歴 昭和48年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社
平成17年6月 同社執行役員
平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス執行役員
平成21年4月 同社常務執行役員
平成25年4月 同社専務執行役員
三菱レイヨン株式会社取締役
平成25年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役専務執行役員
平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員
平成27年6月 同社顧問
平成28年6月 当社社外取締役（現任）
東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
※ 津田登氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 川上 良
(昭和42年10月1日生)

略歴 平成11年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
大阪西総合法律事務所（現弁護士法人大阪西総合法律事務所）
所属（現任）
平成23年10月 大阪大学大学院高等司法研究科特任教授（現任）
平成27年6月 当社社外監査役（現任）
※ 川上良氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

議決権行使等についてのご案内

1. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ntn.co.jp>）に掲載させていただきます。
2. 議決権行使書に賛否の表示がない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱いいたします。
3. インターネットによる議決権行使の期限は、平成29年6月22日（木曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までといたします。
4. 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
5. インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
（※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成29年6月22日（木曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までといたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら38頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話：0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきまして、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記2.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

MEMO

[illegible]

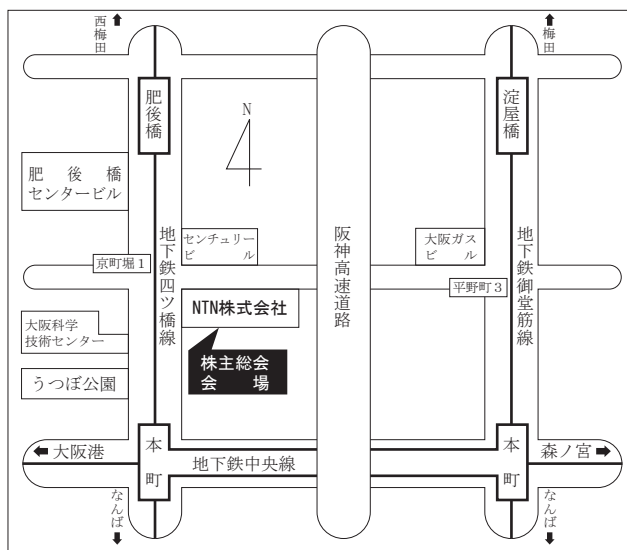
株主総会会場ご案内図

NTN 株式会社

〒550-0003

大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 17 号

☎ 06 (6443) 5001



交通のご案内

・大阪市営地下鉄

四ツ橋線

肥後橋駅 6 番出口より徒歩約 5 分

四ツ橋線・中央線

本町駅 25 番出口より徒歩約 6 分

御堂筋線

淀屋橋駅 13 番出口より徒歩約 10 分

御堂筋線・中央線

本町駅 2 番出口より徒歩約 10 分

For New Technology Network

NTN[®]

（第118期定時株主総会
招集ご通知添付書類）

第118期 報告書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

NTN100
NTN Transformation for Next 100

証券コード 6472
NTN株式会社

新しい技術の創造と新商品の開発を通じて 国際社会に貢献する

(For New Technology Network：新しい技術で世界を結ぶ)

- 1. 独創的技術の創造
- 2. 客先及び最終消費者に適合した付加価値技術及びサービスの提供
- 3. 着実な業績の伸長の下での社員の生活向上、株主への利益還元、社会への貢献
- 4. グローバリゼーションの推進と国際企業にふさわしい経営・企業形態の形成

目 次

ごあいさつ	01	個別注記表	47
(第118期定時株主総会招集ご通知添付書類)		連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	54
事業報告	02	会計監査人の監査報告書 謄本	55
連結貸借対照表	32	監査役会の監査報告書 謄本	56
連結損益計算書	33	(ご参考)	
連結株主資本等変動計算書	34	トピックス	58
連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)(ご参考)	35	株主メモ	
連結注記表	36		
貸借対照表	44	※事業報告中のグラフをはじめ(ご参考)として記載している内容は、株主の皆様にご理解いただくために、法律に定めのあるものに加えて記載しているものであります。	
損益計算書	45		
株主資本等変動計算書	46		

ごあいさつ

株主の皆様へ

株主の皆様には益々ご清栄のことと拝察申しあげます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、当社の第118期（平成28年度）報告書をお届けいたします。

株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。



代表取締役社長 大久保 博司

事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続きました。海外においては、米国経済は堅調に推移しました。欧州経済は、英国のEU離脱問題による影響が懸念されたものの、緩やかな回復が続きました。また、中国やその他新興国の景気は持ち直しの動きが続きました。

このような環境のもと、当社グループは平成27年4月にスタートした3年間の中期経営計画「NTN100」において、来年3月に迎える創業100周年と次の100年の持続的成長のため、「あるべき姿」に向けた変革と礎づくりを目指し、経営資源（ひと・もの・かね）を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、諸施策を推進しております。

当期の売上高は、683,328百万円（前期比4.7%減）となりました。損益につきましては、営業利益は35,622百万円（前期比25.4%減）、経常利益は29,604百万円（前期比22.5%減）となりました。なお、特別利益として仲裁裁定に伴う損失戻入額2,147百万円、特別損失として独占禁止法関連損失12,128百万円、減損損失4,562百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,830百万円（前期比81.2%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、以下のとおりであります。

[セグメント別の営業損益]

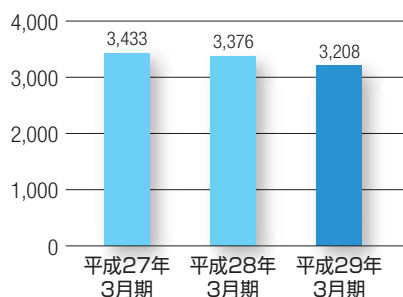
セグメント	売上高				営業利益	
	外部顧客への 売上高 (百万円)	セグメント間 の内部売上高 (百万円)	計 (百万円)	前期比 (%)	金額 (百万円)	前期比 (%)
日本	200,955	119,879	320,834	△ 5.0	4,461	△ 81.5
米州	187,787	3,605	191,393	△ 8.2	8,286	43.5
欧州	165,262	3,754	169,016	△ 7.9	3,310	6.8
アジア他	129,323	12,979	142,302	△ 4.0	14,522	15.1
計	683,328	140,218	823,547	—	30,581	—
セグメント間取引消去	—	△ 140,218	△ 140,218	—	5,041	—
連結合計	683,328	—	683,328	△ 4.7	35,622	△ 25.4

① 日本

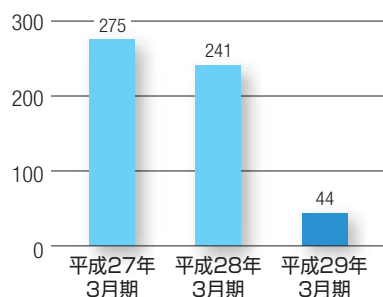
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで減少しました。産業機械市場向けは建設機械向け等で増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。全体としては、売上高は320,834百万円（前期比5.0%減）となり、セグメント利益は為替の影響等により4,461百万円（前期比81.5%減）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

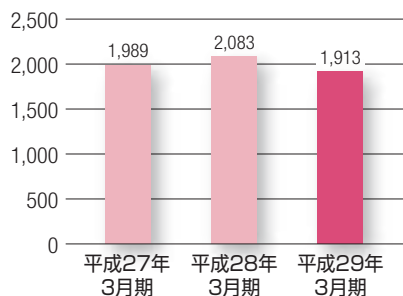


② 米州

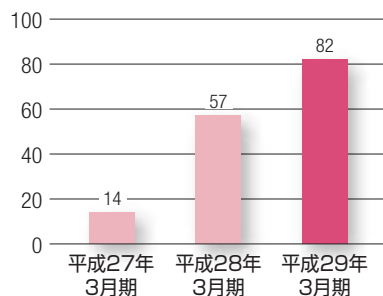
販売につきましては、補修市場向けは自動車補修向けで増加し、産業機械市場向けは建設機械向け等で増加しました。自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は191,393百万円（前期比8.2%減）となりましたが、セグメント利益は比例費の削減等により8,286百万円（前期比43.5%増）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

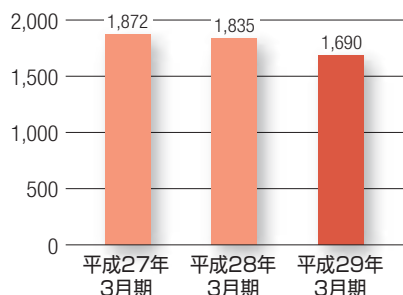


③ 欧州

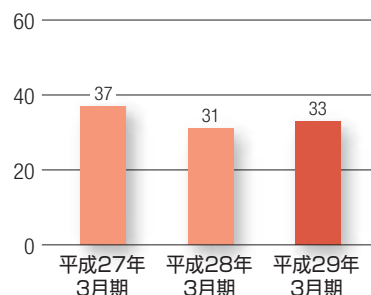
販売につきましては、補修市場向けは自動車補修向けで増加しました。産業機械市場向けは風力発電向け等の減少はありましたが、航空機向け等の増加により前期並みとなりました。自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は169,016百万円（前期比7.9%減）となりましたが、セグメント利益は販売増加の効果等により3,310百万円（前期比6.8%増）となりました。

ご参考

【売上高推移】(億円)



【セグメント利益(営業利益)推移】(億円)

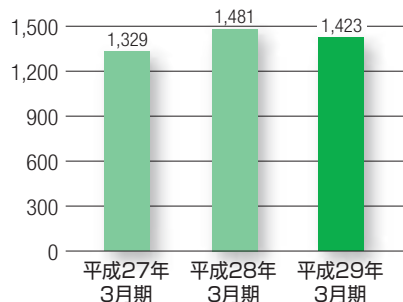


④ アジア他

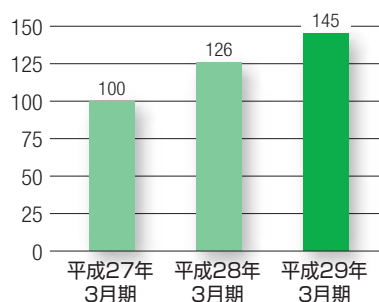
販売につきましては、補修市場向けは自動車補修向けで増加しました。産業機械市場向けは建設機械向け等で増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は142,302百万円（前期比4.0%減）となりましたが、セグメント利益は販売増加の効果等により14,522百万円（前期比15.1%増）となりました。

ご参考

【売上高推移】(億円)



【セグメント利益(営業利益)推移】(億円)



事業形態別の業績につきましては、以下のとおりであります。

〔事業形態別の営業損益〕

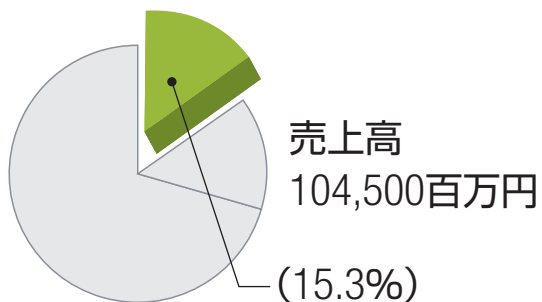
	外部顧客への売上高 (百万円)	営 業 利 益 (百万円)
補 修 市 場 向 け	104,500	13,994
産 業 機 械 市 場 向 け	98,611	1,622
自 動 車 市 場 向 け	480,216	20,005
連 結 合 計	683,328	35,622

① 補修市場向け

産業機械補修向けの減少や為替の影響等により売上高は104,500百万円（前期比8.0%減）となりました。営業利益は為替の影響等により13,994百万円（前期比20.9%減）となりました。

ご参考

〔補修市場向け 売上構成比〕



〔補修市場における販売拡大の取組み〕 テクニカルサービスカーによるキャラバン活動



ベアリング（軸受）の取り扱いを技術指導
アフターマーケットアカデミー（講習会）

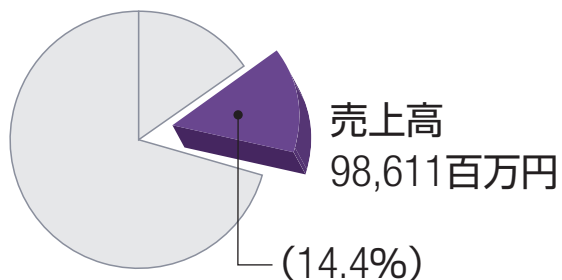


② 産業機械市場向け

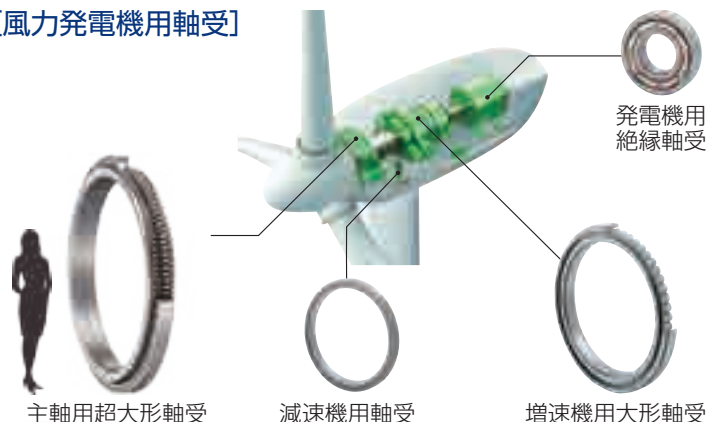
建設機械向け等の客先需要の拡大はありましたが、為替の影響等により売上高は98,611百万円（前期比5.3%減）となりました。営業利益は為替の影響等により1,622百万円（前期比71.1%減）となりました。

ご参考

【産業機械市場向け 売上構成比】



【風力発電機用軸受】

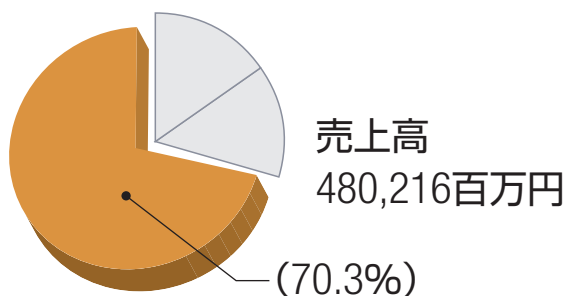


③ 自動車市場向け

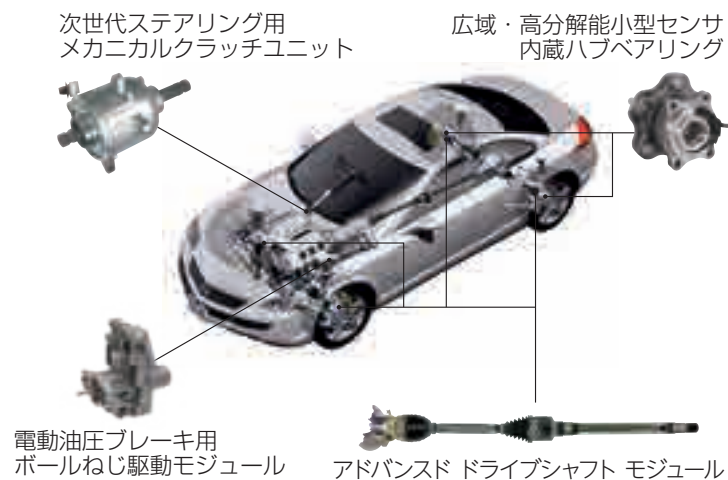
客先需要の拡大等により海外で増加しましたが、為替の影響等により売上高は480,216百万円（前期比3.8%減）となりました。営業利益は販売増加や比例費削減の効果等はありませんでしたが、為替の影響等により20,005百万円（前期比18.2%減）となりました。

ご参考

【自動車市場向け 売上構成比】



【自動車向け主な商品】



(2) 設備投資の状況

当期につきましては、日本では株式会社NTN能登製作所の軸受製造設備増設及び建屋増築、株式会社NTN赤磐製作所の軸受製造設備増設等を行いました。

米州ではNTN DRIVESHAFT ANDERSON, INC.の工場新設による建屋新築及び等速ジョイント製造設備設置、NTN-BOWER CORP.の等速ジョイント製造設備増設等を行いました。

欧州ではNTN-SNR ROULEMENTS及びNTN Mettmann (Deutschland) G.m.b.H.の軸受製造設備増設等を行いました。

アジア他地域ではNTPT CO., LTD.及び襄陽恩梯恩裕隆傳動系統有限公司の等速ジョイント製造設備増設等を行いました。

この結果、設備投資の総額は35,398百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

本年3月に20,000百万円の国内無担保普通社債を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画「NTN100」の進捗

当社グループは、平成27年4月から創業100周年を迎える来年3月までの3年間の中期経営計画「NTN100」に取り組んでおります。創業100周年と次の100年の持続的成長のため、「あるべき姿」に向けた変革と礎づくりの3年間と位置づけて、「攻める経営」、「稼ぐ経営」、「築く経営」の3つの基本方針のもと、重点施策を進めております。

<攻める経営>

軸受とドライブシャフトに次ぐ「新たな領域における事業展開」として、自然エネルギー、EV、ロボット関連、サービス・ソリューションの4つの領域で事業化を進めております。自然エネルギー事業では、風力と太陽光の2つの自然エネルギーで発電し、夜間にLED照明を点灯する「ハイブリッド街路灯」を昨年7月に販売を開始しました。また、10kWの「小形風車」や農業用水路等に置くだけで発電する「マイクロ水車」の実証実験を進め、今後、順次、販売開始してまいります。EV事業では、「新インホイールモータシステム」を開発し、環境問題が深刻な海外にも提案を進めております。また、昨年5月より「電動モータ・アクチュエータ」を商品ラインナップに加え、自動車の電動化や省燃費化に貢献する商品として提案を進めております。ロボット関連事業では、「人との協働、共生」をテーマに、自動生産設備の生産性向上に貢献する「パラレルリンク型高速角度制御装置」等の市場展開を加速しております。サービス・ソリューション事業では、「風力発電装置用状態監視システムWind Doctor[®]」で培われた軸受の状態監視や診断、センシング技術を、鉄道等の他分野にも積極的に展開しております。

「アフターマーケット事業の拡大」では、「品揃えとエンジニアリング・サービスで顧客満足度世界No.1」を目指しております。日本のお客様にはアフターマーケットアカデミー（技術講習会、軸受診断等）の開催等を通じて技術サービスの強化を図っております。海外においても、欧米をはじめ中国等で自動車補修ビジネスを拡大しており、産業機械補修ビジネスでは代理店とその先のお客様へテクニカルサービスカーで訪問するキャラバン活動を強化することで、信頼関係の構築と販売拡大を進めております。生産面では、株式会社NTN能登製作所（石川県志賀町）に熱処理工場を増設し、能登地区における軸受の一貫生産体制を確立させることで、生産リードタイム短縮と安定した供給体制を実現してまいります。

<稼ぐ経営>

「ドライブシャフト事業の構造改革」では、収益拡大を最重要課題と位置づけ、品質・コスト・納期・技術面も含めて、顧客満足度世界No.1の「NTNのドライブシャフト」と呼ばれるように体質を改革しております。販売・技術面では、新たなコンセプトと高度な製造技術により、当社が世界トップシェアを誇るハブベアリングも含めてモジュール化した「アドバンスド ドライブシャフト モジュール」等を開発し、高付加価値商品の構成を高めております。生産面では、自動車生産台数の増加、自動車メーカーの拠点新設を背景に、中国や米国等で新工場を設立し、グローバルで現地生産比率を高めるとともに、比例費削減等による収益改善を進めています。

「次世代技術による『ものづくり』」では、「次の100年に向けた『ものづくり』方式の革新」をテーマに、「電子ビーム溶接」等の革新的な製造技術を導入することで、コスト競争力の強化やリードタイムの短縮、省エネルギーの実現等を図っております。また、「品質保証本部」を中心に、「メイドバイNTN」による世界同一基準でのグローバル品質保証体制の強化を推進してまいります。

<築く経営>

「経営基盤の強化」では、世界共通の行動規範としての「企業理念」について、当社グループ全従業員への浸透を図るほか、グローバル企業として、コンプライアンスの徹底やガバナンス、ダイバーシティへの対応強化を進めております。国や地域を越えて活躍できるグローバル人材の育成等を強化し、現場力を高める継続的「ひとづくり」を推進しています。日本では昨年4月に施行された女性活躍推進法に基づき、育児短時間勤務制度の拡充や企業内託児所の整備等、更に働きやすい職場と環境づくりに取り組んでおります。当社が事業展開する地域社会におけるCSR(社会的責任)活動にも注力し、地元から愛される企業としての社会貢献や、環境保全活動等の取り組みをますます拡大してまいります。

「財務基盤の強化」では、「収益管理の強化と資産効率の向上」に向けた諸施策を進めております。有利子負債の削減と棚卸資産回転率の向上、退職給付債務の圧縮、売上高利益率向上の諸施策を通じて、財務体質の健全化を目指し、長期的に安定した株主の皆様への利益還元を継続的に実施してまいります。

② 法令・規則遵守のための体制強化

当社グループは、コンプライアンスの徹底を最重要課題の一つとして捉えており、法令・規則遵守のための体制強化に取り組んでおります。

<各当局の調査等の経過>

当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法（以下、「独禁法」）違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なりますので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、現在も審判手続が係属中です。また、刑事裁判においては、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決に対し控訴していましたが、昨年3月に控訴を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されました。当社及び当社元役員は本判決に不服があるため最高裁判所へ上告しております。

海外におきましては、韓国等の連結子会社において、当局の調査等を受けております。

当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。昨年11月、訴訟の長期化による費用増加や経営に与える影響等を勘案し、和解により早期に解決を図ることが最善の策であると判断し、米国の原告の一部である間接購入者との間で、和解金1,005万米ドル（約11億円）を支払う内容で和解に合意しました。

当社を含む軸受メーカ4社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社 計19社（以下「原告等」）より損害賠償額4億3,770万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けています。本訴訟は、平成26年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、原告等が損害を被ったとして提起されたものです。

なお、各国当局による競争法違反に関する調査等に関連して、顧客と損害賠償等の協議を行ってまいりましたが、一部の顧客との間で和解に合意しました。

当社又は当社の関係会社は、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があります。

株主の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、今後とも法令、社会規範、倫理、社内規程等の遵守をグローバルに徹底するための体制を強化し、更に、公正・誠実な競争による事業活動を推進してまいります。

<体制強化>

独禁法及び下請代金支払遅延等防止法遵守の徹底のため、「公正取引監察委員会」の指示の下、「公正取引推進部」を中心に活動を推進しています。

また、平成26年に設置しました「CSR（社会的責任）推進本部」は、公正取引推進部を含む企業の社会的

責任に関連する部門を統括し、法規範の遵守と社会的責任を当社グループ全体で推進しています。また同時に、各海外地区総支配人室に設置しました「内部統制課」との連携を強化し、海外におけるコンプライアンス体制を構築・強化しています。

公正取引推進部は、社内研修等啓発活動に加え、独禁法遵守に関する自己監査、競合他社との接触を予防・監視するための事前申請等を義務付け、競合他社との接触状況の全体像を確認できる体制にしています。昨年はコンプライアンスの重要性を再確認する機会として7月26日を「コンプライアンスを考える日」に制定しました。また独禁法遵守に係る小冊子を国内従業員へ配布し独禁法遵守意識の強化に努めています。

海外におきましても、各海外地域における内部統制課との連携により、地域主体の研修や事前申請等の審査及び自己監査を行う体制を構築し、各地域の競争法に対応した遵法体制を整備しています。

この体制で、継続的な教育・啓発等の活動と、総括的な統制の強化を実施しております。

当社グループは、新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献するため、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、以上の諸施策を実施することにより経営基盤の一層の強化と業務の効率化に努め、収益向上に邁進してまいります。株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

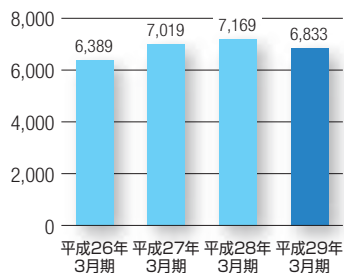
区 分 \ 期	第115期 (平成26年3月期)	第116期 (平成27年3月期)	第117期 (平成28年3月期)	第118期 (当期) (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	638,970	701,900	716,996	683,328
経常利益 (百万円)	28,670	38,868	38,211	29,604
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は純損失) (百万円)	△14,648	23,352	15,037	2,830
1株当たり当期純利益(△は純損失) (円)	△27.54	43.91	28.28	5.33
純資産 (百万円)	213,368	262,559	248,504	245,050
総資産 (百万円)	848,037	856,277	794,650	798,891

- (注) 1. 第115期は補修市場、自動車市場向け販売増、中期経営計画「復活2014」の諸施策の推進及び為替の効果等により経常利益は増加しました。なお特別利益に退職給付信託設定益、特別損失に独占禁止法関連損失、減損損失等を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
2. 第116期は補修市場、自動車市場向け販売増及び為替の効果等により経常利益は増加しました。なお特別利益に固定資産売却益、特別損失に過年度関税等支払額、独占禁止法関連損失、関係会社整理損を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
3. 第117期は自動車市場向け販売増の効果はありましたが、為替差損の増加等により経常利益は減少しました。なお特別利益に固定資産売却益、持分変動利益、特別損失に仲裁裁定に伴う損失、減損損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4. 第118期(当期)の状況につきましては、前記「事業の経過及び成果」のとおりであります。

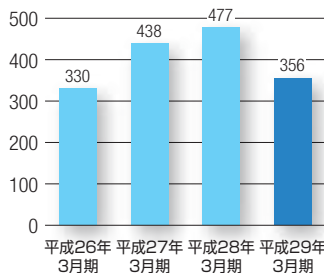
ご参考

決算ハイライト

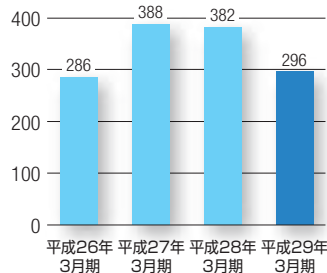
[売上高] (億円)



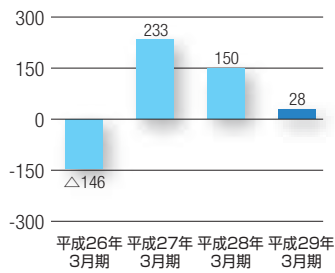
[営業利益] (億円)



[経常利益] (億円)



[親会社株主に帰属する
当期純利益(△は純損失)] (億円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 N T N 三 重 製 作 所	3,000百万円	100	軸受の製造
株 式 会 社 N T N 金 剛 製 作 所	1,000百万円	100	軸受の製造
株 式 会 社 N T N 宝 達 志 水 製 作 所	1,250百万円	100	軸受の製造
株 式 会 社 N T N 能 登 製 作 所	1,000百万円	100	軸受の製造
株 式 会 社 N T N 袋 井 製 作 所	1,500百万円	100	等速ジョイントの製造
株 式 会 社 N T N 赤 磐 製 作 所	1,250百万円	100	軸受の製造
N T N 精 密 樹 脂 株 式 会 社	100百万円	100	軸受・精密機器商品等の製造
NTN USA CORP. (アメリカ)	197,120千米ドル	100	米国子会社の統括管理
NTN BEARING CORP. OF AMERICA (アメリカ)	24,700千米ドル	※100	軸受・等速ジョイント・精密 機器商品等の販売
NTN DRIVESHAFT, INC. (アメリカ)	54,580千米ドル	※100	等速ジョイントの製造
AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP. (アメリカ)	24,330千米ドル	※100	軸受の製造
NTN-BOWER CORP. (アメリカ)	117,000千米ドル	※100	軸受の製造
NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. (カナダ)	20,100千カナダドル	100	軸受の製造及び軸受・等速ジョ イント・精密機器商品等の販売
NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. (ブラジル)	79,479千リアル	※100	等速ジョイントの製造及び販売
NTN-SNR ROULEMENTS (フランス)	123,599千ユーロ	100	軸受の製造及び販売
NTN TRANSMISSIONS EUROPE (フランス)	82,843千ユーロ	100	等速ジョイントの製造及び販 売
NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H. (ドイツ)	14,500千ユーロ	100	軸受・等速ジョイント・精密 機器商品等の販売
NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G. m. b. H. (ドイツ)	18,500千ユーロ	100	軸受・精密機器商品等の製造
NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. (シンガポール)	36,000千シンガポールドル	※100	軸受・等速ジョイント・精密 機器商品等の販売
NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	1,311,000千バーツ	※100	軸受・等速ジョイント・精密 機器商品等の製造及び販売
恩梯恩（中国）投資有限公司 (中国)	256,545千米ドル	100	中国子会社の統括管理及び軸 受・等速ジョイント・精密機 器商品等の販売
南京恩梯恩精密機電有限公司 (中国)	180,000千米ドル	※100	軸受の製造及び販売
上海恩梯恩精密機電有限公司 (中国)	166,500千米ドル	※ 95	軸受・等速ジョイント部品の 製造及び販売
廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司 (中国)	12,500千米ドル	※ 60	等速ジョイントの製造及び販 売
恩梯恩 L Y C（洛陽）精密軸承有限公司 (中国)	73,800千米ドル	※ 50	軸受の製造及び販売

(注) 1. ※印は子会社による出資を含む比率であります。

2. 恩梯恩 L Y C（洛陽）精密軸承有限公司は、実質支配力基準による子会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、補修、産業機械及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の製造・販売を主たる事業内容としております。

事業	主要製品
補修市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、滑り軸受、機械器具等
産業機械市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、等速ジョイント、流体動圧軸受、滑り軸受、パーツフィーダ、機械器具等
自動車市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、オートテンショナ、メカニカルクラッチユニット、ボールねじ駆動モジュール、精密樹脂部品等

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本 社	大阪市西区
国 内 生 産 拠 点	桑名製作所（三重県桑名市）、長野製作所（長野県箕輪町）、磐田製作所（静岡県磐田市）、岡山製作所（岡山県備前市）
国 内 販 売 拠 点	東日本支社（東京都港区）、中日本支社（名古屋市中区）、西日本支社（大阪市西区）、東京支社（東京都港区）、西関東支社（相模原市中央区）、名古屋支社（名古屋市中区）、大阪支社（大阪市西区）、広島支社（広島市南区）、九州支社（北九州市小倉北区）、関東自動車支社（東京都港区）、宇都宮自動車支社（栃木県宇都宮市）、北関東自動車支社（群馬県太田市）、東海自動車支社（愛知県安城市）、浜松自動車支社（浜松市中区）、大阪自動車支社（大阪市西区）、広島自動車支社（広島市南区）

② 子会社

国内生産拠点	株式会社NTN三重製作所（三重県桑名市）、株式会社NTN金剛製作所（大阪府河内長野市）、株式会社NTN宝達志水製作所（石川県宝達志水町）、株式会社NTN能登製作所（石川県志賀町）、株式会社NTN袋井製作所（静岡県袋井市）、株式会社NTN赤磐製作所（岡山県赤磐市）、NTN精密樹脂株式会社（三重県東員町）
統括拠点	NTN USA CORP.（アメリカ）
海外生産販売拠点	NTN BEARING CORP. OF AMERICA（アメリカ） NTN DRIVESHAFT, INC.（アメリカ） AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP.（アメリカ） NTN-BOWER CORP.（アメリカ） NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD.（カナダ） NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.（ブラジル） NTN-SNR ROULEMENTS（フランス） NTN TRANSMISSIONS EUROPE（フランス） NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H.（ドイツ） NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G. m. b. H.（ドイツ） NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD.（シンガポール） NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.（タイ） 恩梯恩（中国）投資有限公司（中国） 南京恩梯恩精密機電有限公司（中国） 上海恩梯恩精密機電有限公司（中国） 廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司（中国） 恩梯恩 L Y C（洛陽）精密軸承有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
24,665名	556名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	91,206
株式会社みずほ銀行	34,726
農林中央金庫	34,681
日本生命保険相互会社	22,800
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,618
株式会社静岡銀行	14,584
明治安田生命保険相互会社	11,800
株式会社百五銀行	9,687

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 532,463,527株（自己株式 820,394株を含む）
- (3) 株主数 25,138名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,800	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	25,484	4.79
第一生命保険株式会社	23,278	4.37
明治安田生命保険相互会社	22,467	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,674	4.07
N T N 共 栄 会	12,625	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,870	2.23
日本生命保険相互会社	9,206	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	8,502	1.59
東京海上日動火災保険株式会社	6,992	1.31

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。
2. 出資比率は自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式568,000株は含まれておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	大 久 保 博 司	
取締役副社長 (代表取締役)	井 上 博 徳	自然エネルギー商品事業部担当 人事部門管掌
専務取締役	米 谷 福 松	アフターマーケット事業本部・NTN KOREA CO., LTD. 担当
常務取締役	寺 阪 至 徳	研究・技術部門・米州地区担当 品質管理部管掌 NTN USA CORP. 取締役会長
常務取締役	大 橋 啓 二	財務本部長 総務・環境管理部担当 CSR（社会的責任）推進本部管掌
常務取締役	宮 澤 秀 彰	自動車事業本部本部長 欧州・アフリカ州地区・電動モジュール商品事業部担当 EVモジュール事業部管掌
常務取締役	後 藤 逸 司	人事部門・原価企画部・中国地区担当
取締役	仲 野 浩 史	CSR（社会的責任）推進本部長 内部監査・考査部担当
取締役	辻 秀 文	生産部門・調達・物流部・アセアン・大洋州地区・インド・西アジア地区担当
取締役	梅 本 武 彦	EVモジュール事業部長 (兼) 自動車事業本部副本部長 品質管理部担当
取締役	白 鳥 俊 則	経営戦略本部長
取締役	川 島 一 貴	産業機械事業本部本部長 複合材料商品事業部担当
取締役	和 田 彰	
取締役	津 田 登	東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	川 原 廣 治	
常勤監査役	井 山 雄 介	
監 査 役	加 護 野 忠 男	甲南大学特別客員教授 住友ゴム工業株式会社 社外監査役 株式会社ファミリア 社外取締役
監 査 役	川 上 良	弁護士（弁護士法人大阪西総合法律事務所）

- (注) 1. 取締役和田彰、取締役津田登の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役川原廣治、監査役加護野忠男、監査役川上良の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役和田彰、取締役津田登、常勤監査役川原廣治、監査役加護野忠男、監査役川上良の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役川原廣治氏は、長年銀行において金融業務を担当しており財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年6月24日開催の第117期定時株主総会において、新たに津田登氏が取締役役に、井山雄介氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 平成28年6月24日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、川端壽二氏が取締役役を、引田瑞穂氏が監査役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
7. 平成29年4月1日付で、以下の取締役の「担当及び重要な兼職の状況」が変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	寺 阪 至 徳	研究・技術部門・米州地区担当 品質保証本部管掌 NTN USA CORP. 取締役会長
取 締 役	梅 本 武 彦	EVモジュール事業部長 (兼) 自動車事業本部副本部長 品質保証本部担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	給 与		賞 与	
		人 数	金 額	人 数	金 額
取 締 役 (う ち 社 外)	474百万円 (18百万円)	15名 (3名)	384百万円 (18百万円)	12名 (一)	90百万円 (一)
監 査 役 (う ち 社 外)	60百万円 (38百万円)	5名 (3名)	60百万円 (38百万円)	一 (一)	一 (一)
合 計	534百万円	20名	444百万円	12名	90百万円

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は年額600百万円以内であり（平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会決議）、監査役の報酬額は年額70百万円以内であります（平成28年6月24日開催の第117期定時株主総会決議）。
2. 取締役及び監査役の給与に関する人数には、平成28年6月24日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外）、監査役1名（社内）を含んでおります。
3. 賞与の額は、当期における役員賞与引当金繰入額であります。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

1) 取締役

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「年次インセンティブ（賞与）」及び「中長期型インセンティブ（株式報酬）」により構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内において、経営環境や会社業績、また個々の職責及び実績等を勘案し、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議によって決定致します。尚、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成されます。

2) 監査役

当社の監査役の報酬は、「基本報酬」のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定致します。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	津 田 登	東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 監 査 役	加 護 野 忠 男	住友ゴム工業株式会社 社外監査役 株式会社ファミリア 社外取締役

(注) 上記の重要な兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	和 田 彰	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、必要に応じ、他の会社での豊富な経営者経験及び幅広い見識に基づき独立した立場で発言を行っております。
	津 田 登	取締役就任後に開催された当期の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、他の会社での豊富な経営者経験及び幅広い見識に基づき独立した立場で発言を行っております。
社 外 監 査 役	川 原 廣 治	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、金融機関の経験者としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。
	加 護 野 忠 男	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、学識経験者としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。
	川 上 良	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席、監査役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役和田彰、社外取締役津田登、社外監査役川原廣治、社外監査役加護野忠男、社外監査役川上良の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|--------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 | 111百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 174百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人監査の対象となる国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」、「生産性向上設備投資計画に関する確認業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

① 処分の対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月16日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に関する内部統制基本方針について決議いたしました。その後平成27年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程等の社内規程に従い、法令上保存を義務づけられている文書、稟議書及び重要な会議録・資料については、適切に保存・管理できる体制を整える。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する基本方針及びリスク管理規程を制定し、全社のリスクを統合管理するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出しと評価を行い対策を提言する。財務、コンプライアンス（企業倫理）、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては管理責任者を決定し、担当部門がリスク低減に取り組む。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程により対策本部を設置し、社内及び社外の専門家の意見も取り入れ、迅速な対応を行い、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において取締役毎に業務の「管掌」「担当」を決定し、責任の明確化を図る。「担当」取締役は、担当業務として指定された業務を執行し、「管掌」取締役は、管掌業務として指定された業務について「担当」取締役による業務の執行を監視する。執行役員は取締役から委任された業務を執行する。また、業務分掌規程等に基づき各部門の責任と権限を明確化し、業務が遂行される仕組みを整える。取締役は執行役員会での報告等により業務執行のモニタリングを行い、内部監査部門は業務運営の実態を調査し、その改善を指示する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

CSR基本方針及び業務行動規準を定め、全ての役員及び社員は事業活動においてはこれを遵守して行動する。コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び社員への徹底を図る。また、公正な取引を推進するために競争法遵守に関する基本規程を別途制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする公正取引監察委員会を設置し、遵守状況の監督・指導を行う。内部監査部門は、コンプライアンス（企業倫理）の状況を定期的に監査する。また、相談窓口として社内並びに社外のヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。また、関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、取締役会議事録等で子会社の職務執行に関する事項を当社に報告させ、一定の事項については、当社に承認申請を行わせることにより、子会社における当社への報告に関する体制を整える。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させる。また、全社のリスクを統合管理する当社のリスク管理委員会が、リスクの洗い出しと評価を行い対策を提言し、リスク管理に関する管理部署が当該リスクに関し子会社への指導を行う。不測の事態が発生した場合には、当社のリスク管理規程により対策本部を設置し、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎のグループ全体の重点目標及び予算配分を定める。また、当該重点目標及び予算配分に基づく具体的な職務の執行については、当社は、関係会社管理規程に基づき、当社のグループにおける指揮命令系統を定めるとともに、稟議規程により権限及び意思決定に関する基準を定め、当該基準に基づき当社の決裁を得る体制を整える。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、当社のCSR基本方針及び業務行動規準を遵守させ、子会社の全ての役員及び社員に対し、これらを周知徹底させる。また、コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程に基づき子会社の管理者を設置し、当該管理者に対し、子会社におけるコンプライアンス徹底に関する施策を実施させる。加えて、独禁法遵守規程に基づき、子会社に競争法遵守に関する指導及び監査を行う。また、相談窓口としてヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき監査役補助者を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から監査役補助者として相応しい能力・経験等を有する者を専任の監査役補助者として任命する。その場合、監査役補助者の当社の取締役からの独立性及び監査役による監査役補助者への指示の実効性を確保するため、監査役補助者の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

- ② 監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ 監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

取締役会、経営戦略会議及び執行役員会には、監査役が出席する。また、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果、コンプライアンス（企業倫理）に関する苦情及びヘルプラインの通報の状況については都度報告する。

ロ 監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

取締役会、経営戦略会議及び執行役員会への出席、稟議案件の確認、業務監査の実施並びに子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役や使用人又はこれらの報告を受けた者から監査役に対し報告がなされる体制を確保する。

- ③ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令や社内規程等に違反する行為について報告等を行ったことに対し不利な取扱いが行われた場合は、ヘルプラインを通じて速やかに是正することにより、監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ④ 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、当社が全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議する。

- ⑤ その他監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見の交換、及び必要な要請を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な会合をもち、監査の効率化を図る。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

以上の基本方針に基づく、当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等の重要な会議録及び稟議書等の重要な文書類については、関係法令や社内規程に従い、適切に保存・管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

半期毎にリスク管理委員会を開催しており、全社のリスクを統合管理しリスクの抽出・分析を行い、重点管理リスクに対して予防・危機対策を講じております。この結果を取締役会に報告したほか、グローバルでのリスクを管理するデータベースを構築し、新しいリスクへの対策に取り組んでおり、全社のリスクの統合管理を進めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役について「管掌」「担当」を、また執行役員について委任する業務をそれぞれ決定し、責任の明確化を図っております。当期は、取締役会17回、また、執行役員会を毎月1回開催し、執行部門の業務執行状況のモニタリングを行いました。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制基本方針、リスク管理に関する基本方針、CSR基本方針及び業務行動規準に則り、役員及び従業員に対してコンプライアンス（企業倫理）を徹底させ、コンプライアンスリスクの低減を図るため、コンプライアンス委員会を隔月にて開催し、毎回の骨子はその都度取締役会に報告しております。特に、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法（以下、「独禁法等」という）以外のグローバルなコンプライアンスリスクに対し、部門横断的なテーマの企画と推進及びルールの整備や教育・啓発活動を行っております。また、コンプライアンスに関する教育・啓発活動の成果を評価するための意識調査を実施しました。独禁法等の遵守徹底については、半期毎に公正取引監察委員会を開催しており、教育・啓発を目的とした法令遵守の意識強化、定期的な自己監査及び内部監査を中心としたモニタリングの強化等を行いました。この結果を、取締役会に報告しております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制基本方針に定められている法規範の遵守は、CSR（社会的責任）推進本部がグループ全体で推進しています。同時に、各海外地区総支配人室に設置している内部統制課が、海外での内部統制システムの運用と強化の役割を担っております。CSR（社会的責任）推進本部と各内部統制課の協業体制をより効果的で強固なものにするために、CSRグローバル会議を年1回開催しております。また、業務運営の実態を調査する本社の内部監査・考査部及び各内部統制課は、主要な子会社（16社）に対し内部監査を実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営戦略会議及び執行役員会のほか、内部統制システムを運用する委員会であるリスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び公正取引監察委員会に出席し、情報共有を図っております。また、監査役と会計監査人及び内部監査・考査部とは、定期的に情報交換を行っており、内部監査・考査部は、内部監査の結果を都度報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する（For New Technology Network：新しい技術で世界を結ぶ）」を企業理念とし、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、独創的技術の創造、顧客満足度の向上、グローバル化の推進を通じて、国際企業にふさわしい企業活動を行うとともに、環境への負荷低減及び資源循環型社会の構築を目指しております。この理念のもとに企業活動を健全に継続し、株主の皆様を始め、お客様、従業員、地域社会の皆様等、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行うことが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為については、株主の皆様判断の前提となる十分な情報提供が行われるよう適切なルールが定められるべきでありますし、また、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は、当社の企業価値又は株主共同の利益を守るために、しかるべき対抗措置を取ることができるようにすべきであると考えます。

(2) 上記基本方針にかかる取組みの具体的内容

- ① 当社は平成30年3月に創業100周年を迎えるにあたり、次の100年も成長するため、会社の進むべき方向として、以下の「あるべき姿」を定めました。

- (i) 世界中の従業員に企業理念が浸透し、自ら考え、自ら行動する企業
- (ii) 独自の商品とサービスを有し、品質、機能で高く評価され、世界中で存在感のある企業
- (iii) N T Nに関わる全ての人が「N T N」ブランドに誇りを持てる企業

平成27年4月からスタートした中期経営計画「N T N 1 0 0」（平成27年4月～平成30年3月）では、「あるべき姿」の実現に向けた変革及び礎づくりの3年間と位置づけ、経営資源（ひと・もの・かね）を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営

基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、以下の施策を重点的に実施しております。

<攻める経営>

(i) 新たな領域での事業展開

「NTNの技術やノウハウを融合した新たな領域での事業展開」

(ii) アフターマーケット事業の拡大

「品揃えとエンジニアリング・サービスで顧客満足度世界No.1へ」

<稼ぐ経営>

(iii) ドライブシャフト事業の構造改革

「顧客満足度世界No.1の『NTNのドライブシャフト』へ」

(iv) 次世代技術による「もの造り」

「次の100年に向けた『もの造り』方式の革新」

<築く経営>

(v) 経営基盤の強化

「真のグローバル企業としての経営基盤の確立」

(vi) 財務基盤の強化

「収益管理の強化と資産効率の向上」

- ② 当社は、平成20年2月5日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第109期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。

本対応方針の内容は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大規模買付者」として、当社取締役会に対し

て当該大規模買付行為に関する情報提供を要求するものです。

大規模買付者が当社取締役会のあらかじめ定める手続に従わない場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者は行使することができないという行使条件を付した新株予約権の無償割当てを実施し当該大規模買付行為による損害を防止することができるものとしたします。また、かかる判断にあたっては、当社取締役会は独立した第三者機関である特別委員会の勧告に原則として従うものとしします。

(3) 前記(2)の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

中期経営計画「NTN100」を着実に実行し、中長期にわたる企業価値向上のための活動を継続することにより、当社の企業価値の向上が実現し、株主共同の利益が高まるものと考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為の適否を株主の皆様が判断されるにあたり、十分な情報提供を確保するために定めるものであり、特定の株主又は投資家を優遇し若しくは拒絶するものではありません。また、対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大規模買付行為が当社の企業価値に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合等、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の可否の判断にあたっては、当社取締役会から独立した特別委員会の中立公正な判断に原則として従うこととしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権及びその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行う等、企業価値向上及び株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないとともに、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたしております。

(ご参考)

本対応方針は平成29年6月23日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年4月28日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本対応方針を継続することを決議いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第3号議案（20頁から36頁）、又は当社ホームページ（<http://www.ntn.co.jp/>）に掲載の平成29年4月28日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (平成28年3月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (平成28年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	434,929	422,293	流 動 負 債	315,027	288,771
現 金 及 び 預 金	80,001	63,233	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	59,261	55,247
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	136,847	134,195	電 子 記 録 債 務	58,131	56,390
電 子 記 録 債 権	5,494	2,285	短 期 借 入 金	133,347	122,792
有 価 証 券	—	2,000	未 払 法 人 税 等	3,057	4,236
商 品 及 び 製 品	97,405	103,195	役 員 賞 与 引 当 金	150	154
仕 掛 品	43,629	45,808	関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金	2,173	1,495
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	30,446	29,216	そ の 他	58,905	48,455
繰 延 税 金 資 産	8,405	8,927	固 定 負 債	238,812	257,374
短 期 貸 付 金	94	3,003	社 債	20,000	—
そ の 他	33,480	31,325	長 期 借 入 金	166,822	202,381
貸 倒 引 当 金	△ 876	△ 898	製 品 補 償 引 当 金	400	307
固 定 資 産	363,961	372,357	退 職 給 付 に 係 る 負 債	42,148	47,137
有 形 固 定 資 産	284,611	296,401	そ の 他	9,441	7,547
建 物 及 び 構 築 物	83,259	85,156	負 債 合 計	553,840	546,145
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	144,301	154,894	(純 資 産 の 部)		
土 地	33,141	33,488	株 主 資 本	234,641	237,725
建 設 仮 勘 定	16,720	15,705	資 本 金	54,346	54,346
そ の 他	7,188	7,156	資 本 剰 余 金	66,943	67,350
無 形 固 定 資 産	15,786	10,397	利 益 剰 余 金	114,158	116,644
の れ ん	—	138	自 己 株 式	△ 807	△ 616
そ の 他	15,786	10,258	その他の包括利益累計額	△ 5,397	△ 5,402
投資その他の資産	63,563	65,558	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,507	8,554
投 資 有 価 証 券	54,386	49,301	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 10,005	△ 1,536
繰 延 税 金 資 産	5,150	12,448	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 8,899	△ 12,421
そ の 他	4,264	3,995	非 支 配 株 主 持 分	15,806	16,182
貸 倒 引 当 金	△ 237	△ 186	純 資 産 合 計	245,050	248,504
資 産 合 計	798,891	794,650	負 債 及 び 純 資 産 合 計	798,891	794,650

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		当連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		前連結会計年度(ご参考) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	
売上高 売上原価 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息及び配当金 持分法による投資利益 過年度関税等戻入益 デリバティブ評価益 事業再編費用戻入益 製品補償引当金戻入益 その他の 営業外費用 支払利息 訴訟関連費用 為替差損 製品補償費 関係会社支援損失引当金繰入額 その他の 経常利益 特別利益 仲裁裁定に伴う損失戻入額 固定資産売却益 持分変動利益 特別損失 独占禁止法関連損失 減損損失 固定資産売却損 仲裁裁定に伴う損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益			683,328		716,996
			555,722		576,650
			127,606		140,346
			91,984		92,576
			35,622		47,770
		1,420		1,429	
		212		800	
		695		—	
		590		—	
		—		760	
		—		655	
		2,300	5,218	2,355	6,001
		4,191		4,730	
		1,955		1,218	
		1,340		6,824	
		1,189		208	
		667		32	
		1,891	11,236	2,545	15,560
		29,604			38,211
		2,147		—	
		—		2,880	
		—	2,147	1,552	4,432
		12,128		—	
		4,562		2,687	
		171		—	
		—	16,862	13,013	15,700
		5,590	14,889	10,489	26,942
		4,834	10,425	405	10,895
			4,464		16,047
			1,634		1,010
			2,830		15,037

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

連結株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日首残高	54,346	67,350	116,644	△ 616	237,725
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,316		△ 5,316
親会社株主に帰属する当期純利益			2,830		2,830
自己株式の取得				△ 190	△ 190
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 406			△ 406
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 406	△ 2,486	△ 190	△ 3,083
平成29年3月31日期末残高	54,346	66,943	114,158	△ 807	234,641

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年4月1日首残高	8,554	△ 1,536	△ 12,421	△ 5,402	16,182	248,504
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 5,316
親会社株主に帰属する当期純利益						2,830
自己株式の取得						△ 190
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 406
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	4,952	△ 8,469	3,521	5	△ 375	△ 370
連結会計年度中の変動額合計	4,952	△ 8,469	3,521	5	△ 375	△ 3,454
平成29年3月31日期末残高	13,507	△ 10,005	△ 8,899	△ 5,397	15,806	245,050

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）（ご参考）

（単位：百万円）

科	目	当連結会計年度 （平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで）	前連結会計年度 （平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		62,387	46,247
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 41,218	△ 33,770
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 8,218	△ 27,958
現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 977	△ 172
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		11,973	△ 15,653
現金及び現金同等物の期首残高		67,310	87,777
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		—	△ 4,813
現金及び現金同等物の期末残高		79,284	67,310

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数…………… 63社
主要な連結子会社の名称
株式会社NTN金剛製作所、NTN BEARING CORP. OF AMERICA、NTN-SNR ROULEMENTS
- ② 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
光精軌工業株式会社、株式会社NTN多度製作所
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産合計額、売上高合計額及び当期純損益のうち持分に見合う額の合計額、利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法を適用した関連会社の数…………… 9社
主要な会社等の名称
東培工業股份有限公司、台惟工業股份有限公司
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
主要な会社等の名称
(非連結子会社)
光精軌工業株式会社、株式会社NTN多度製作所
(関連会社)
NTN-CBC (AUSTRALIA) PTY LTD.、太倉置田鍛圧有限公司
持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
 - ロ. デリバティブ
時価法
 - ハ. たな卸資産
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社…………… 定額法
在外連結子会社…………… 主として定額法

□. 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

八. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

八. 関係会社支援損失引当金……………関係会社の支援に伴う損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

二. 製品補償引当金……………当社グループの製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。

□. のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、均等償却しております。

八. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

二. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

ホ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「訴訟関連費用」、「製品補償費」及び「関係会社支援損失引当金繰入額」は金額的重要性により、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

747,661百万円

(2) 国庫補助金等受入

国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物及び構築物401百万円、機械装置及び運搬具153百万円、土地798百万円、その他1百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(3) 偶発債務等

(訴訟等)

- ① 当社は、平成24年6月、ヘアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なりますので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続が開始されました。また、刑事裁判においては、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決に対し控訴していましたが、平成28年3月に控訴を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されました。当社及び当社元役員は本判決に不服があるため最高裁判所へ上告いたしました。
- ② 海外におきましては、韓国等の連結子会社において、当局の調査等を受けております。
- ③ 当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してヘアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けておりますが、米国における訴訟につきましては、平成28年11月に原告の一部である間接購入者とは和解に合意しました。
- ④ 平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社（以下、PSAグループ）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けましたが、現時点では当社を含む軸受メーカー4社に対して損害賠償額4億3,770万ユーロ（暫定額）の支払を求める請求に変更されています。本訴訟は、平成26年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、PSAグループが損害を被ったとして提起されたものです。
- ⑤ 当社グループは、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

給 料 及 び 手 当	33,145百万円
運 搬 費	14,436百万円
研 究 開 発 費	11,093百万円
賃 借 料	3,218百万円
退 職 給 付 費 用	2,168百万円

(2) 仲裁裁定に伴う損失戻入額

平成27年11月、当社の連結子会社であるNTN-SNR ROULEMENTS（以下、NTN-SNR）は、欧州のVolvo Powertrain ABとの間で進めておりましたベアリング（軸受）の不具合問題に関する仲裁手続に関して、スウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所より損害賠償を命じる旨の最終裁定を受領したことに伴い、仲裁裁定に伴う損失を計上しました。裁定内容を精査し当該仲裁手続に瑕疵があると判断しましたので、平成28年2月にストックホルム地方裁判所に不服申し立てを行いました。平成29年1月にNTN-SNRとVolvo Powertrain ABとの間で和解に合意しました。この和解に伴い、当連結会計年度において2,147百万円を仲裁裁定に伴う損失戻入額として特別利益に計上しております。

(3) 独占禁止法関連損失

当社並びに当社の米国の一部子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国ミシガン州東部連邦地方裁判所において提起されておりました複数の民事訴訟（クラスアクション）に関し、平成28年11月に原告の一部である間接購入者との間で和解に合意しました。

また、当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。

これらの和解に伴い、当連結会計年度において12,128百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失

当社グループは、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は現時点において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において、その減少額4,562百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	製造設備他	機械装置及び運搬具	23
		建設仮勘定	100
		無形固定資産	431
欧州	製造設備他	機械装置及び運搬具	75
		有形固定資産（その他）	9
		無形固定資産	79
アジア他	製造設備	建物及び構築物	1,319
		機械装置及び運搬具	2,440
—	—	無形固定資産	82
合計			4,562

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式…………… 532,463,527株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,658	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月1日 取締役会	普通株式	2,658	5.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,658	利益剰余金	5.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により、長期的な設備投資、投融資資金等を銀行借入及び社債発行等により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理に関する社内規程等に従ってリスク低減を図っております。

当社グループにはデリバティブ業務に関する取引限度額及び報告義務等を定めたデリバティブ取引管理要領があり、この要領に基づいてデリバティブ取引が行われております。デリバティブ取引は、外貨建債権・債務に係る将来の為替相場変動によるリスクの回避と社債及び借入金に係る将来の金利変動によるリスクの軽減を目的に、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利オプション取引及び金利スワップ取引を利用する方針を採っており、当連結会計年度に利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引であります。なお、投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 ^(*)	時価 ^(*)	差額
(1)現金及び預金	80,001	80,001	—
(2)受取手形及び売掛金	136,847	136,847	—
(3)電子記録債権	5,494	5,494	—
(4)有価証券及び投資有価証券	36,105	36,109	3
(5)短期貸付金	94	94	—
(6)支払手形及び買掛金	(59,261)	(59,261)	—
(7)電子記録債務	(58,131)	(58,131)	—
(8)短期借入金	(133,347)	(133,347)	—
(9)未払法人税等	(3,057)	(3,057)	—
(10)社債	(20,000)	(20,008)	(8)
(11)長期借入金	(166,822)	(167,592)	(770)
(12)デリバティブ取引	1,069	1,069	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、並びに(5)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

(6)支払手形及び買掛金、(7)電子記録債務、(8)短期借入金、並びに(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(11)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）の対象とされており（下記(12)参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12)デリバティブ取引

当該時価は取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

また、金利スワップの特例処理、及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(11)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	17,991
その他	289

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額…………… | 431円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益…………… | 5円33銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成31年10月1日以後に開始する連結会計年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生いたします。これらの改正による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成29年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (平成28年3月31日現在)	科 目	当事業年度 (平成29年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (平成28年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	221,692	205,735	流 動 負 債	235,935	202,353
現 金 及 び 預 金	35,935	27,409	支 払 手 形	361	362
受 取 手 形	6,968	6,890	電 子 記 録 債 務	71,330	68,838
電 子 記 録 債 権	5,343	2,201	買 掛 金	29,294	25,317
売 掛 金	74,052	75,383	短 期 借 入 金	86,051	70,077
有 価 証 券	—	2,000	リ ー ス 債 務	235	205
商 品 及 び 製 品	23,992	25,722	未 払 費 用	21,389	10,641
仕 掛 品	14,219	14,757	未 払 法 人 税 等	563	1,759
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,064	2,768	預 り 金	25,583	23,362
未 収 入 金	45,965	34,920	役 員 賞 与 引 当 金	90	110
繰 延 税 金 資 産	2,266	2,006	そ の 他	1,034	1,678
短 期 貸 付 金	9,233	11,225	固 定 負 債	161,002	160,195
そ の 他 金	650	462	社 債	20,000	—
貸 倒 引 当 金	—	△ 14	長 期 借 入 金	116,000	139,000
固 定 資 産	347,207	337,266	リ ー ス 債 務	2,120	1,066
有 形 固 定 資 産	69,324	69,998	退 職 給 付 引 当 金	20,520	19,270
建 物	18,995	18,625	製 品 補 償 引 当 金	400	307
構 築 物	1,448	1,448	そ の 他	1,960	551
機 械 及 び 装 置	21,907	22,759	負 債 合 計	396,938	362,549
車 両 運 搬 具	395	286	(純 資 産 の 部)		
工 具、器 具 及 び 備 品	2,024	1,961	株 主 資 本	158,454	171,898
土 地	23,362	23,613	資 本 金	54,346	54,346
建 設 仮 勘 定	1,190	1,303	資 本 剰 余 金	67,369	67,369
無 形 固 定 資 産	10,682	5,024	資 本 準 備 金	67,369	67,369
特 許 権	52	544	利 益 剰 余 金	37,545	50,798
借 地 権	272	272	利 益 準 備 金	8,639	8,639
ソ フ ト ウ エ ア	2,932	1,820	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,905	42,158
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	7,370	2,331	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	2,777	2,891
そ の 他	54	55	買 換 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	—	106
投 資 そ の 他 の 資 産	267,200	262,243	繰 越 利 益 剰 余 金	26,128	39,160
投 資 有 価 証 券	36,393	30,211	自 己 株 式	△ 807	△ 616
関 係 会 社 株 式	195,968	193,689	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,507	8,554
関 係 会 社 出 資 金	17,262	16,648	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,507	8,554
長 期 貸 付 金	20,946	21,660	純 資 産 合 計	171,961	180,452
繰 延 税 金 資 産	481	4,296	負 債 及 び 純 資 産 合 計	568,900	543,002
そ の 他	1,635	890			
貸 倒 引 当 金	△ 5,488	△ 5,152			
資 産 合 計	568,900	543,002			

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		前事業年度(ご参考) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	
売上高		318,561		335,544
売上原価		282,366		283,602
売上総利益		36,194		51,942
販売費及び一般管理費		43,876		42,832
営業利益又は営業損失(△)		△7,681		9,110
営業外収益				
受取利息及び配当金	7,615		9,196	
その他の	3,307	10,923	4,960	14,157
営業外費用				
支払利息	1,571		1,602	
その他の	4,192	5,763	2,071	3,673
経常利益又は経常損失(△)		△2,522		19,593
特別利益				
仲裁裁定に伴う損失戻入額	680		—	
固定資産売却益	—	680	2,880	2,880
特別損失				
独占禁止法関連損失	6,134		—	
減損損失	555		226	
固定資産売却損	171		—	
仲裁裁定に伴う損失	—		4,510	
貸倒引当金繰入額	—	6,861	1,438	6,174
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△8,703		16,298
法人税、住民税及び事業税	△2,198		2,140	
法人税等調整額	1,432	△766	1,293	3,434
当期純利益又は当期純損失(△)		△7,936		12,864

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 準 備	本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成28年 4 月 1 日 期首残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,891	106	39,160	
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 5,316	
買換資産圧縮積立金の積立て					106		△ 106	
買換資産圧縮積立金の取崩し					△ 220		220	
買換資産圧縮特別勘定積立金の取崩し						△ 106	106	
当期純損失							△ 7,936	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△ 113	△ 106	△13,032	
平成29年 3 月31 日 期末残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,777	－	26,128	

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利 益 剰 余 金 合 計					
平成28年 4 月 1 日 期首残高	50,798	△ 616	171,898	8,554	8,554	180,452
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△ 5,316		△ 5,316			△ 5,316
買換資産圧縮積立金の積立て	－		－			－
買換資産圧縮積立金の取崩し	－		－			－
買換資産圧縮特別勘定積立金の取崩し	－		－			－
当期純損失	△ 7,936		△ 7,936			△ 7,936
自己株式の取得		△ 190	△ 190			△ 190
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				4,952	4,952	4,952
当事業年度中の変動額合計	△ 13,252	△ 190	△ 13,443	4,952	4,952	△ 8,490
平成29年 3 月 31 日 期末残高	37,545	△ 807	158,454	13,507	13,507	171,961

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法… 時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）… 定 額 法

無形固定資産（リース資産を除く）… 定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

製品補償引当金…………… 当社の製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ヘッジ会計の方法……………ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。
- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、固定資産の「ソフトウェア」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性により、当事業年度より独立掲記しております。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額… 327,032百万円

(2) 国庫補助金等受入

当事業年度において、国庫補助金等の受入により、機械及び装置17百万円の圧縮記帳を行いました。

なお、国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物255百万円、機械及び装置51百万円、土地771百万円、その他18百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(3) 偶発債務等

① 保証予約等

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証予約等を行っております。

NTN MANUFACTURING DE MEXICO, S.A.DE C.V.	2,241百万円
恩梯恩LYC（洛陽）精密軸承有限公司	1,774百万円
その他	430百万円
合 計	4,445百万円

② 訴訟等

イ. 当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なりますので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続が開始されました。また、刑事裁判においては、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決に対し控訴していましたが、平成28年3月に控訴を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されました。当社及び当社元役員は本判決に不服があるため最高裁判所へ上告いたしました。

ロ. 当社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けておりますが、米国における訴訟につきましては、平成28年11月に原告の一部である間接購入者とは和解に合意しました。

ハ. 平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社（以下、PSAグループ）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けましたが、現時点では当社を含む軸受メーカー4社に対して損害賠償額4億3,770万ユーロ（暫定額）の支払を求める請求に変更されております。本訴訟は、平成26年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、PSAグループが損害を被ったとして提起されたものです。

ニ. 当社は、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金 銭 債 権……………	101,823百万円
金 銭 債 務……………	52,826百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	134,792百万円
仕 入 高	136,318百万円
営業取引以外の取引高	9,632百万円

(2) 仲裁裁定に伴う損失戻入額

平成27年11月、当社の連結子会社であるNTN-SNR ROULEMENTS（以下、NTN-SNR）は、欧州のVolvo Powertrain ABとの間で進めておりましたベアリング（軸受）の不具合問題に関する仲裁手続に関して、スウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所より損害賠償を命じる旨の最終裁定を受領したことに伴い、仲裁裁定に伴う損失を計上しました。裁定内容を精査し当該仲裁手続に瑕疵があると判断しましたので、平成28年2月にストックホルム地方裁判所に不服申し立てを行いました。平成29年1月にNTN-SNRとVolvo Powertrain ABとの間で和解に合意しました。この和解に伴い、当事業年度において当社に帰属する680百万円を仲裁裁定に伴う損失戻入額として特別利益に計上しております。

(3) 独占禁止法関連損失

当社並びに当社の米国の一部子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国ミシガン州東部連邦地方裁判所において提起されておりました複数の民事訴訟（クラスアクション）に関し、平成28年11月に原告の一部である間接購入者との間で和解に合意しました。

また、当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。

これらの和解に伴い、当事業年度において当社に帰属する6,134百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失

当社は、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は現時点において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において、その減少額555百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
静岡県	製造設備	建設仮勘定	100
岡山県	製造設備	機械及び装置	17
三重県	製造設備	機械及び装置	6
大阪府	事業用資産	特許権	431
合計			555

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の数……………普通株式1,388,394株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

【流動の部】

(繰延税金資産)

未払費用等	2,796	
その他	105	
小計	<u>2,902</u>	
評価性引当額	<u>△563</u>	<u>2,338</u>

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	44	
その他	<u>27</u>	<u>71</u>
繰延税金資産の純額		<u>2,266</u>

【固定の部】

(繰延税金資産)

退職給付引当金	8,824	
関係会社株式評価損	5,237	
関係会社出資金評価損	2,460	
貸倒引当金	1,631	
投資有価証券評価損	897	
繰越欠損金	741	
減損損失	582	
製品補償引当金	120	
その他	<u>702</u>	
小計	<u>21,197</u>	
評価性引当額	<u>△13,781</u>	<u>7,416</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	5,788	
買換資産圧縮積立金	<u>1,146</u>	<u>6,935</u>
繰延税金資産の純額		<u>481</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NTN BEARING CORP. OF AMERICA	所有 間接100%	NTN BEARING CORP. OF AMERICA への製品の販売、 役員の派遣	軸受等の 販売 (注1)	21,443	売掛金	6,676
子会社	NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.	所有 直接86.63% 間接13.37%	NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. への資金援助、 役員の派遣	資金の貸付 (注2)	340	長期貸付金	9,550
子会社	NTN TRANSMISSIONS EUROPE	所有 直接100%	NTN TRANSMISSIONS EUROPE への資金援助、 役員の派遣	資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	6,714
子会社	株式会社 NTN金剛製作所	所有 直接100%	株式会社 NTN金剛製作所 の製品の仕入、 役員の派遣	資金の預り (注3)	500	預り金	8,500
子会社	株式会社 NTN三雲製作所	所有 直接100%	株式会社 NTN三雲製作所 の製品の仕入、 役員の派遣	資金の預り (注3)	590	預り金	6,490

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 1. 軸受等の販売は、独立した第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 資金の貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

3. 資金の預りは、NTNグループ内の資金集中管理によるもので、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 323円80銭
- (2) 1株当たり当期純損失…………… △14円94銭

10. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。
これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。
繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生いたします。これらの改正による計算書類に与える影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

N T N 株 式 会 社

取締役会 御中

平成 29 年 5 月 10 日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 操 司 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 徳 野 大 二 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NTN株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NTN株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

N T N 株 式 会 社

取締役会 御中

平成 29 年 5 月 10 日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 操 司 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTN株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき協議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、監査役会は、当社及びグループ各社が国内外の競争法を含む法令遵守の徹底に継続して取り組んでいることを確認しており、今後ともコンプライアンスの徹底と内部統制システム全般の運用強化が図れるよう、監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 12 日

N T N 株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 原 廣 治 ⑩

常勤監査役 井 山 雄 介 ⑩

監 査 役（社外監査役） 加護野 忠 男 ⑩

監 査 役（社外監査役） 川 上 良 ⑩

以 上

中期経営計画 「NTN100」

NTN Transformation for Next 100

期間：2015年度～2017年度

あるべき姿に向けた
礎づくり

創業
100周年
2017年度

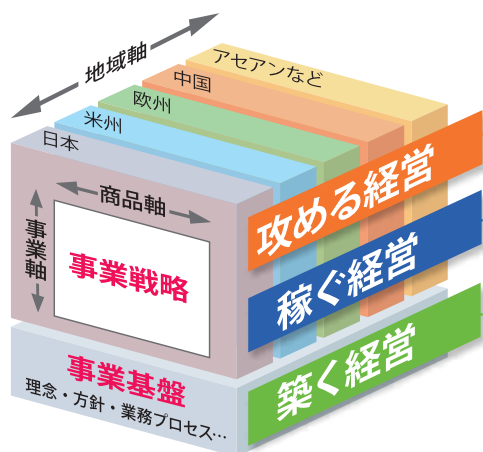
長期ビジョン

「NTNのあるべき姿」

- 1 世界中の従業員に企業理念が浸透し、自ら考え、自ら行動する企業
- 2 独自の商品とサービスを有し、品質、機能で高く評価され、世界中で存在感のある企業
- 3 NTNに関わる全ての人々が「NTN」ブランドに誇りを持てる企業

- ➡ 1. 2017年度に迎える創業100周年
- ➡ 2. 次の100年も持続的に成長するための「あるべき姿」それらに向けた変革、および礎づくりの3年間

「NTN100」の基本方針と重点施策



経営資源(ひと・もの・かね)を重点分野へ集中

- ① 新たな領域での事業展開
- ② アフターマーケット事業の拡大

規模に依存せず価値を追求する企業への変革

- ③ ドライブシャフト事業の構造改革
- ④ 次世代技術による「もの造り」

経営基盤・財務基盤の強化

- ⑤ 真のグローバル企業としての経営基盤の確立
- ⑥ 収益管理の強化と資源効率の向上

攻める経営

① 新たな領域での事業展開

エネルギー事業の推進
小形風力発電装置や、
小水力発電装置の開発、
生産、販売に取組む



② アフターマーケット事業の拡大

技術講習会・アフターマーケットアカデミーを開催
お客様や代理店
向けに各種講習
を実施



築く経営

現場力を高める
ひと作り



世界QCサークル大会



NTN技能オリンピック

稼ぐ経営

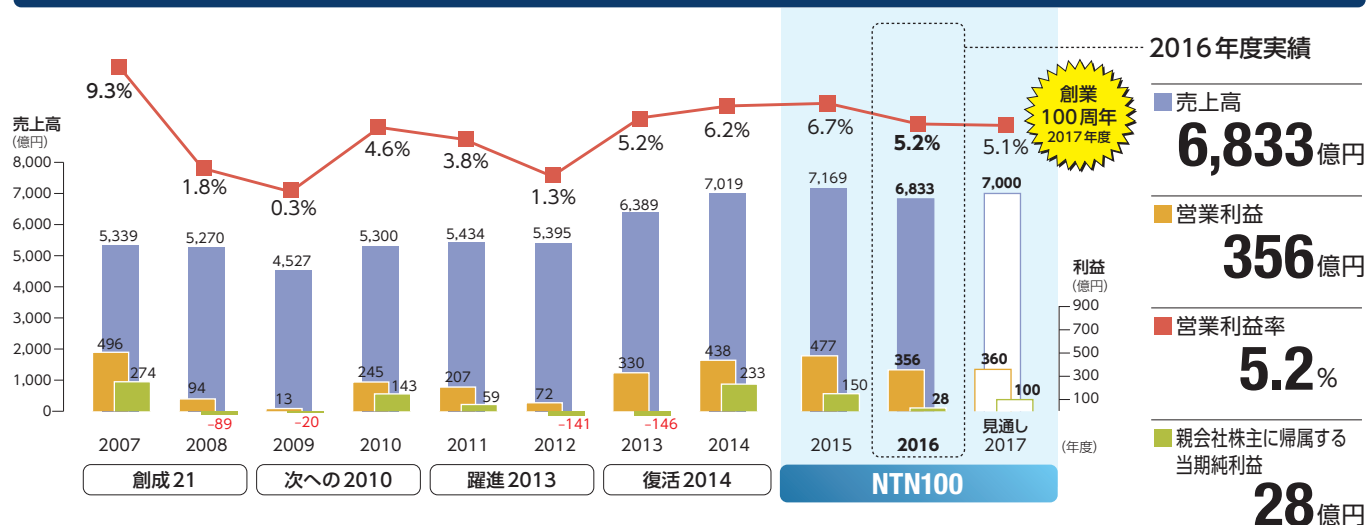
③ ドライブシャフト事業の構造改革 ④ 次世代技術による「ものづくり」

モジュール商品の開発

「アドバンスドドライブシャフト
モジュール」(左)や、世界最軽量の
「リア用軽量ドライブシャフト」
(右)など付加価値の高い商品を
お客さまへ提案



これまでの中期経営計画と2016年度の実績



これからの100年の社会のためにNTNができること

当社は、1918年、当時の日本の工業発展に
欠かせない技術であった玉軸受の研究製作を皮切りに創業し、
おかげさまで2018年3月1日に創業100周年を迎えることとなりました。
これまでの当社へのご多大なるご愛顧と数えきれないご支援に感謝するとともに、
次の100年を見据えて、持続可能な社会の実現、
ステークホルダーの皆様へ貢献できる企業への変革をすすめてまいります。



100周年ロゴ

NTNが続けていくこと

「なめらかさ」を実現するトライボロジー技術の追求

NTNは、摩擦低減による省エネルギーと安全を実現する「トライボロジー」※をさらに追求し続けます。

※トライボロジーとは、潤滑、摩擦、摩耗、焼付き、軸受設計を含めた「相対運動しながら互いに影響を及ぼし合う二つの表面の間に起こる全ての現象を対象とする科学と技術」のことです。



JR東海提供

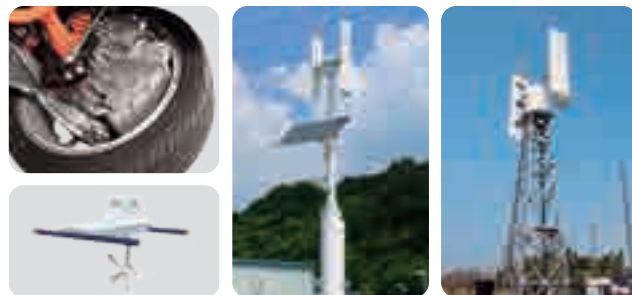
NTNがはじめること

「なめらかに回りつづける循環型社会」への貢献

NTNは、ベアリングで培ったトライボロジー技術をコアに、持続可能な社会の実現へさらに貢献領域を拡大します。

新領域

- エネルギー事業：自然エネルギーの活用
- EV事業：自動車の電動化、安全革命
- ロボット関連事業：人との協働、共生
- サービス・ソリューション事業：モノの提供から
サービス・ソリューションの提供へ



NTNが目指す社会

「なめらかな社会」の実現

NTNは、以下の目標を掲げ、なめらかな社会の実現に貢献していきます。

1. “トライボロジー技術”を核にして、地球環境保全分野と新エネルギー分野の将来技術を創造
2. 独創的な技術で、世界中の産業を支え、人々の暮らしの安全・安心、省エネルギーに貢献
3. サステナブルな社会（持続可能な社会）の構築に貢献

世界をなめらかにする仕事。

NTN

コミュニケーションワード

キャッチコピー

「世界をなめらかにする仕事。」 「なんて なめらか」※

※NTNの頭文字と結びつけています。「な(N)ん て(T) な(N)めらか」

社会貢献事業

「第20回ツアー・オブ・ジャパン」における開催地域の振興／次世代育成

2017年5月、日本各地を転戦する自転車ロードレースに協賛し、開催各地の振興に貢献するとともに各地の子供たちを対象として、NTNが持つ摩擦低減技術を楽しみながら学べる「NTN回る学校」を開催し、次世代を担う子供たちの育成に加え、NTNのプレゼンス向上に努めました。



地域社会への自然エネルギー商品の提供

「地域社会との共生」を目指し、地産地消エネルギー普及、地域の防災への貢献のため、震災復興地域や、NTNに縁の深い地域などを中心に、NTNの自然エネルギー商品の地域社会への提供を行います。



桑名市内の公園に設置した
「ハイブリッド街路灯」

従業員による地域社会貢献事業

「地域社会との共生」として、NTNの各事業場は、それぞれの立地する地域社会へのきめ細やかな貢献活動を行います。



海外グループ会社における
チャリティマラソンへの参加

トピックス **3** 「なめらかさ」を実現するトライボロジー技術の追求

究極の「なめらかさ」を実現する「ULTAGE」※シリーズの拡充

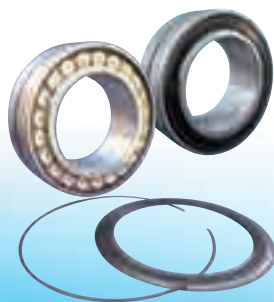
産業機械の回転部位に使用される軸受には、「長寿命」、「高負荷容量」、「高速性」及び「取扱い性」などの向上が求められています。NTNIは、これらの市場ニーズに対応するため、世界最高水準の新世代軸受「ULTAGE」シリーズを商品化しており、同シリーズはさまざまな産業のあらゆる場面で活躍し、究極の「なめらかさ」に貢献しています。

※「ULTAGE(アルテージ)」は究極を意味する【ULTIMATE】と、あらゆる場面での活躍を意味する【STAGE】を組み合わせた造語で、世界最高水準のNTN新世代軸受のシリーズ総称です。

「ULTAGE鉱山コンベヤ用 薄型シール付自動調心ころ軸受」の開発

鉱山コンベヤに使用される軸受は、高負荷容量と異物侵入対策が求められており、軸受の外輪と内輪の間にシールを取り付けた軸受の需要が高まっています。

本開発品は、薄型特殊シールの採用等により、標準軸受と同一の寸法を維持しながら、シール付自動調心ころ軸受として世界最高水準の定格荷重や安定した密封性を実現しています。



ULTAGE 鉱山コンベヤ用 薄型シール付自動調心ころ軸受

主な特長

- ①標準品との完全互換性:
ISO寸法に準拠し、相手部材の寸法変更なく置き換えが可能
- ②薄型特殊シールの採用:
シール付自動調心ころ軸受として世界最高水準の定格荷重を確保。異物侵入の防止・安定した密封性を実現

「ULTAGE工作機械主軸用 空冷間座付軸受」の開発

近年の工作機械は、省エネ・省スペースと工程集約のため、相反関係にある高速性と高剛性をより高いレベルで両立することが求められています。

本開発品は、独自の空冷技術により、高速運転時の発熱を抑え、高速性と高剛性の両立を可能にしています。



ULTAGE 工作機械主軸用 空冷間座付軸受

主な特長

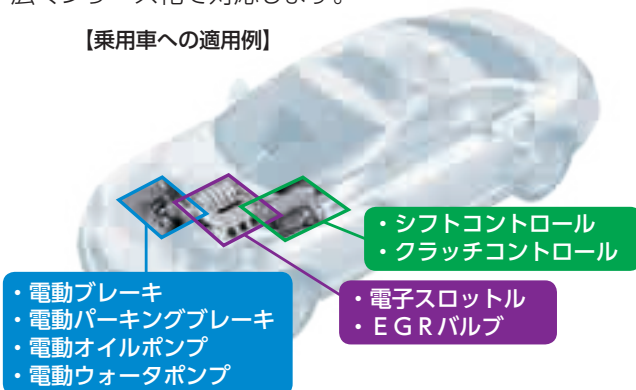
- ①高速性: 従来品比20%向上
- ②高剛性: 主軸組込時軸受予圧1,000N超確保可能(軸受内径φ70の場合)
- ③高信頼性: 運転時の最大接触面圧 従来比35%低減

「電動モータ・アクチュエータ」シリーズを開発

近年、自動車分野では、低燃費化、さらには自動運転化の要求を背景に、従来の油圧、空圧等を用いた機械的制御から電動化されたシステムによる電氣的制御に進化しつつあります。これらの駆動・制御を行う電動アクチュエータとして、NTNのトライボロジー、精密加工、解析等の技術を活用して、ボールねじ、モータ、制御装置からなる「電動モータ・アクチュエータ」シリーズを開発いたしました。

運転席からボタンひとつで、「シフトチェンジ」、「パーキングブレーキ ON」。このような簡単な操作の陰で「電動モータ・アクチュエータ」は静かに確実に働きます。今後もさらに加速していく自動車の電動化に対して幅広くシリーズ化で対応します。

【乗用車への適用例】



並行軸タイプ



同軸中空タイプ

主な特長

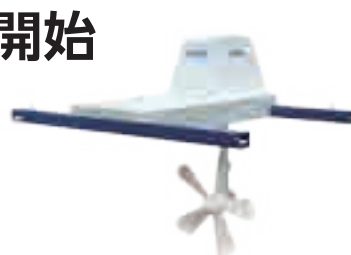
- ①様々な車載装置に搭載可能
適用装置に合わせて複数のバリエーションを用意
- ②小型化・軽量化
コンパクト設計、樹脂製ハウジングの採用等による軽量化を実現

「NTNマイクロ水車」の販売開始 「小形風車 (10kW)」の開発

NTNは、再生可能エネルギーを利用した自然エネルギー事業に取り組んでおり、2016年の「ハイブリッド街路灯」の発売に続き、「NTNマイクロ水車」の販売を順次開始してまいります。

また、本年3月から、1年を通じて風況が良好な静岡県磐田市にある「いわたエコパーク」において、開発を進めている「小形風車 (10kW)」の実証実験を開始いたしました。

NTNは、自然エネルギーを活用した商品の開発を通じて、省エネルギーに貢献し、“なめらかな社会”の実現に貢献してまいります。



NTNマイクロ水車

モデル：翼径 60cm、90cm、120cm
出力：1kW/h (流速 2m/s、翼径 90cmモデル)



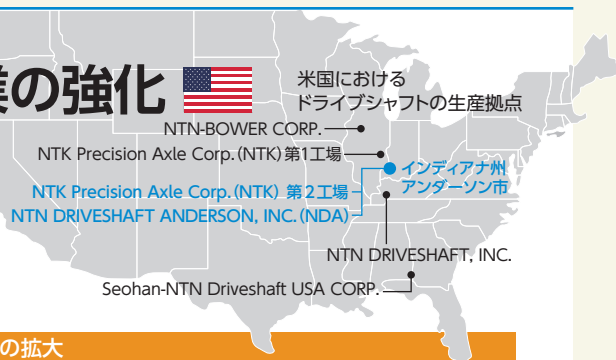
小形風車 (10kW)

定格出力：10kW
定格風速：12m/s
耐風速：60m/s
全高：19.5m
ロータ直径：6m
翼長：7m

米国におけるドライブシャフト事業の強化

北米地域の自動車市場は堅調な需要が続き、NTNグループのドライブシャフトに対する需要も増加しています。

NTNグループは、現地生産、現地調達を進めることで、為替変動や事業環境への影響を抑え、「ドライブシャフト事業の構造改革」に注力しています。

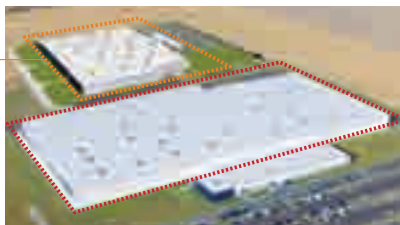


現地調達の拡大

NTK Precision Axle Corp. (NTK) の第2工場を新設

NTN、高雄工業株式会社、高周波熱錬株式会社の3社は、ドライブシャフト用部品の生産能力の増強を目的として、合併会社であるNTKの第2工場新設を決定しました。NDAに隣接する新工場でシャフトの旋削、熱処理加工を行うことで生産集約を図り、コスト競争力の強化、供給体制の安定化を実現します。

NTK第2工場 (完成予想図)
延床面積：約32千㎡
量産開始：2018年4月(予定)



現地生産の拡大

NTN DRIVESHAFT ANDERSON, INC.(NDA) で量産を開始

2015年7月に設立されたNDAで、本年4月から、お客様へ量産出荷するドライブシャフトの生産が開始されました。NTNは、今後も、ドライブシャフトの供給体制を強化し現地生産を加速することで、顧客満足度世界No.1の「NTNのドライブシャフト」と呼ばれるように体質を改革してまいります。

NDA工場
延床面積：約38千㎡

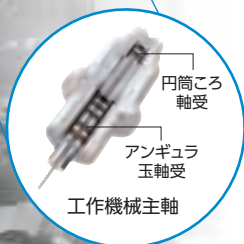
ドイツで工作機械用精密軸受を生産

NTNグループは本年から、NTN Mettmann (Deutschland) G.m.b.H.(ドイツ メットマン市)で、日本国外で初めて工作機械用精密軸受の生産を開始いたします。現地生産化によるサプライチェーンの短縮化により、顧客ニーズに迅速に対応することで、他社との差別化による市場拡大を進めてまいります。

工作機械用軸受



NTN Mettmann (Deutschland) G.m.b.H.



適用例：マシニングセンタ
©PEDRO STUDIO PHOTO

[illegible]

[illegible]

[illegible]

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]



■株主メモ（ご参考）

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会 事業年度終了後3か月内
- 基準日 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とします。その他必要あるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めます。
- 剰余金の配当
受領株主確定日 3月31日
- 中間配当
受領株主確定日 9月30日
- 公告方法 電子公告
ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
公告掲載の場合のホームページアドレス
《<http://www.ntn.co.jp>》
- 株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の
口座管理機関 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

- 同連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話（通話料無料） 0120-094-777

- ご注意 1.株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2.特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
- 3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。